

第1編 総 則

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

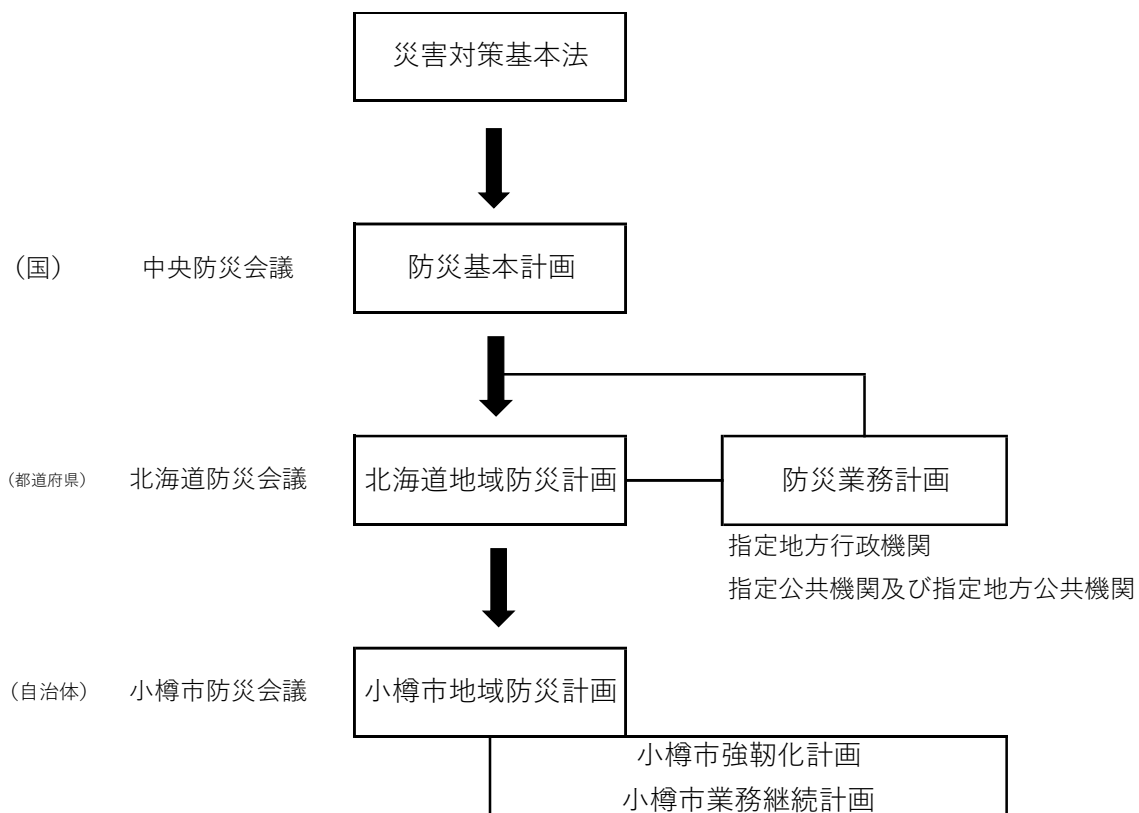
小樽市地域防災計画（以下、本計画という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民等の生命、身体及び財産を守るため、小樽市防災会議が作成するものであり、本市の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、市や防災関係機関等が相互に協力し、各々の役割の下、必要な対策を迅速・的確に実施することを目的とする。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール11（住み続けられるまちづくり）、13（気候変動による具体的な行動）の達成に貢献するものである。

第2 計画の位置付け

本計画は、「災害対策基本法」のほか、「防災基本計画」（中央防災会議）、「北海道地域防災計画」（北海道防災会議）及び「防災業務計画」（指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関）と関連性・整合性を有するものとする。

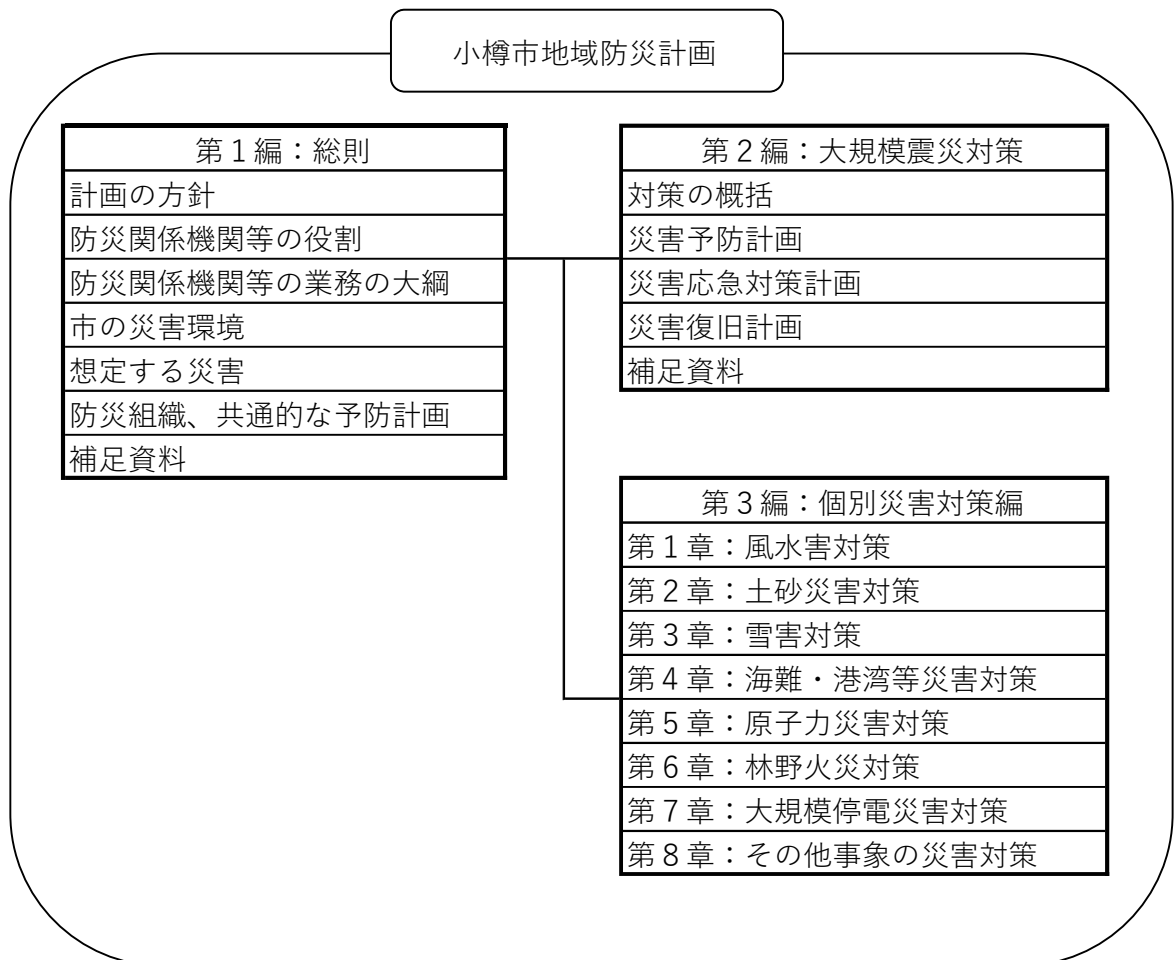
また、「小樽市強靱化計画」は、平時の備えを中心にまちづくりも合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画として、「小樽市業務継続計画」（以下「市業務継続計画」という。）は、災害時に迅速かつ的確に業務を遂行するための方策等を本市で取りまとめた計画であり、本計画を補完するものである。



第3 計画の構成

本計画は、「第1編 総則」「第2編 大規模震災対策（地震・津波）」「第3編 個別災害対策」の3編から構成され、各編の記載内容等については、次のとおりである。

計画の構成		記載内容等
第1編	総則	計画の方針や市・防災関係機関等の役割と業務の大綱、災害環境、想定する災害などの基本的な事項を記載
第2編	大規模震災対策（基本）	北海道が想定した地震被害の想定結果を基にして、地震と津波の複合的災害が発生、又は発生のおそれがあるときに全市的に最大規模の被害が生じるものと想定して、災害予防計画や応急対策計画、復旧計画などを記載
第3編	個別災害対策	第2編以外の中規模又は局所的な災害の発生、若しくは発生のおそれがあるときを想定し、本市で発生が考えられる個別災害に対する計画を8章に分けて記載



第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の定めるところにより、防災会議において随時検討を加え、必要があると認めたときは修正する。ただし、軽易な事項は、会長が修正し、次の防災会議に報告するものとする。

なお、これまでの本計画の修正等の経緯は、次のとおりである。

年度	内容	年度	内容
昭和40年	計画策定	令和元年度	一部修正
昭和47年	一部修正	令和2年度	一部修正
昭和51年	一部修正	令和3年度	一部修正
平成9年	全面改訂	令和4年度	一部修正・改訂準備
平成10年	一部修正	令和5年度	一部修正・改訂準備
平成11年	一部修正	令和6年度	全面改訂
平成12年	一部修正	令和7年度	一部修正
平成13年	一部修正		
平成14年	一部修正		
平成15年	一部修正		
平成16年	一部修正		
平成17年	一部修正		
平成18年	一部修正		
平成19年	一部修正		
平成20年	一部修正		
平成21年	一部修正		
平成22年	一部修正		
平成23年	一部修正		
平成24年	一部修正		
平成25年	一部修正		
平成26年	一部修正		
平成27年	一部修正		
平成28年	一部修正		
平成29年	一部修正		
平成30年	一部修正		

第5 計画の推進に当たっての基本方針

本計画の基本方針は、国の防災基本計画、北海道の地域防災計画を踏まえ、下記の3点とするものである。

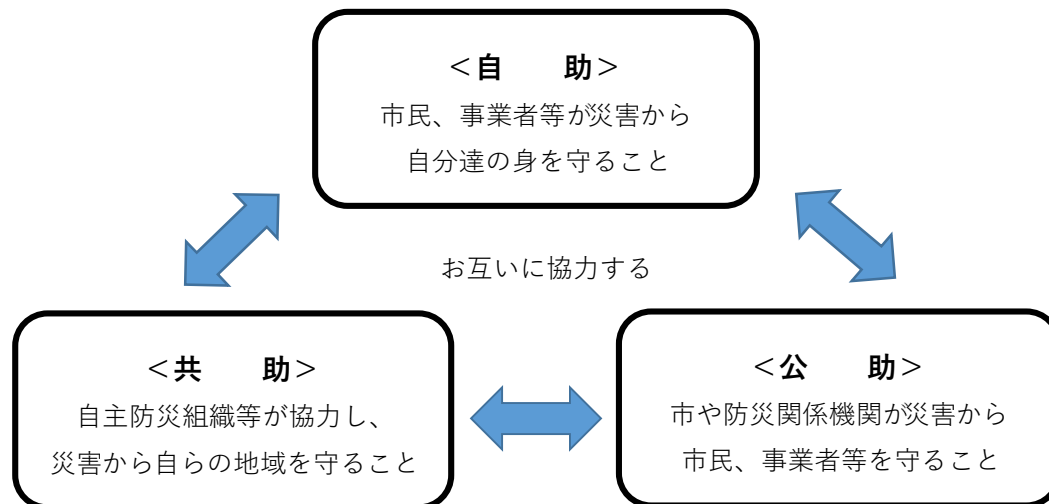
- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるため、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災しても人命が失われないことを最重視する。

また、経済的な被害を可能な限り少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで、災害時においても市民生活・経済活動への影響を最小限にとどめるよう努める。

- 2 自助（市民、事業者等が災害から自分達の身を守ること。）、共助（自主防災組織等が協力し、災害から自らの地域を守ること。）、公助（市や防災関係機関が災害から市民、事業者等を守ること。）のそれぞれが果たすべき役割を平時から把握し、災害時には迅速・的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図っていくことで、最善の対策の推進に努める。
- 3 防災・減災には、事前に備えるべき災害予防、災害が発生し、緊急的に実施する災害応急対策の実施後に街の復興に向けた災害復旧・復興があり、それぞれの段階において最善の対策を図ることが被害の軽減につながるため、常に新たな知見や訓練などの積み重ねにより、内容の改善に努める。

第2節 市、防災関係機関及び市民等の役割

防災・減災における市、防災関係機関及び市民等の役割は、下記のとおりである。
また、以下の記載で「防災」のみの場合は、減災の考え方を含むものとする。



市民等<自助>

市民等は、災害から自分達の身を守るため、平時から防災・減災に関する知識の習得に努めるとともに、食品や飲料水等の生活必要物資を備蓄するなど、災害発生に当たって個々の意識・行動力を高めることで、災害への備えを強化する。

自主防災組織等<共助>

自主防災組織等は、災害から自らの地域を守るため、平時から防災・減災に関する知識の習得に努めるとともに、地域での防災・減災研修や訓練を積み重ねて災害対応力を高めることで、災害への備えを強化する。

市や防災関係機関<公助>

市や防災関係機関は、災害から市民、事業者等を守るため、平時から防災・減災に関する知識の習得に努め、公助として必要な防災・減災対策事業を推進するとともに、小樽市総合防災訓練などを継続的に実施して災害対応力を更に高めることで、災害への備えを強化する。

第3節 市、防災関係機関の業務の大綱（行政等の役割）

小樽市防災会議の構成機関（以下「防災会議構成機関」という。）、その他連携が必要な公的な機関の業務の大綱は、次のとおりである。

第1 防災会議構成機関である指定地方行政機関の業務

1 小樽開発建設部

- (1) 一般国道の維持、修繕、除雪、災害復旧及びその他の管理に関すること。
- (2) 港湾区域内の直轄工事にに関すること。
- (3) 直轄港湾の災害により直轄で行う必要のある災害復旧工事にに関すること。

2 小樽海上保安部

- (1) 予報（注意報を含む。）、警報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。
- (2) 災害時において船舶の避難誘導及び救助に関すること。
- (3) 災害時において罹災者、救援物資、人員等の海上輸送に関すること。
- (4) 海上における人命の救助に関すること。
- (5) 海上における船舶交通の安全の確保に関すること。
- (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。

3 北海道財務局小樽出張所

- (1) 小樽市の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金措置に関すること。
- (2) 災害時における次に掲げる措置に係る金融機関の指導に関すること。
 - ア 災害関係の融資措置に関すること。
 - イ 預貯金の払戻し及び中途解約の措置に関すること。
 - ウ 手形交換、休日営業等の措置に関すること。
 - エ 生命保険又は損害保険の保険金の支払い及び保険料の払込猶予措置に関すること。
- (3) 災害時における小樽市に対する国有財産の無償使用の許可又は無償貸付に関すること。

4 北海道農政事務所

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

5 北海道運輸局札幌運輸支局

- (1) 災害時における船舶の臨時検査等に関すること。
- (2) 災害時における海上輸送の連絡調整に関すること。
- (3) 災害時における港湾諸作業の調整に関すること。
- (4) 災害時における陸上輸送の連絡調整に関すること。

6 小樽労働基準監督署

事業上、工場等の労働災害の防止対策に関すること。

第2 防災会議構成機関である自衛隊（陸上自衛隊第11特科隊）の業務

災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産の保護のための救援活動に関する事。

第3 防災会議構成機関である北海道の業務

1 後志総合振興局地域創生部

- (1) 災害時における北海道と小樽市との連絡調整に関する事。
- (2) 災害救助法の適用に関する事。
- (3) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

2 後志総合振興局小樽建設管理部

- (1) 所管する道路及び河川等の改修、維持修繕及び災害復旧に関する事。
- (2) 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定と対策に関する事。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定に関する事。

3 小樽警察署

- (1) 住民の避難誘導、被災者の救出救助及び緊急交通路の確保に関する事。
- (2) 災害の予報及び警報の伝達並びに災害情報の収集に関する事。
- (3) 災害時における犯罪の予防及び交通の規制等に関する事。

第4 防災会議構成機関である指定公共機関の業務

1 日本郵便（株）小樽郵便局

郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。

2 北海道旅客鉄道（株）

- (1) 災害時における鉄道輸送の確保に関する事。
- (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等に係る関係機関の支援に関する事。

3 NTT東日本（株）北海道事業部

- (1) 気象官署からの警報の関係機関への伝達に関する事。
- (2) 災害時における重要通信の確保に関する事。

4 日本赤十字社小樽市地区

- (1) 災害時における救護業務に関する事。
- (2) 民間団体及び個人の行う救援活動の協力に関する事。
- (3) 災害義援金品の募集に関する事。

5 NHK札幌放送局

気象予報及び警報、被害状況等の報道の実施並びに防災広報業務に関する事。

6 北海道電力ネットワーク（株）小樽支店

災害時における電力供給の確保に関する事。

第5 防災会議構成機関である指定地方公共機関の業務

- 1 一般社団法人小樽市医師会
救護隊を編成して緊急医療を実施に關すること。
- 2 北海道ガス（株）小樽支店
 - (1) ガス施設の保安の確保に關すること。
 - (2) 災害時におけるガスの円滑な供給に關すること。
- 3 公益社団法人北海道看護協会小樽支部
災害時における看護業務の支援に關すること。

第6 防災会議構成機関であるその他機関の業務

- 1 エフエム小樽放送局
 - (1) 気象予報、警報及び被害状況等の報道の実施並びに防災広報業務に關すること。
 - (2) 市対策本部の要請に基づく防災広報業務に關すること。
- 2 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会
災害ボランティアセンターの設置及び運営に關すること。
- 3 小樽市総連合町会
平時・災害時における防災についての各町会との連絡調整・情報共有に關すること。
- 4 小樽市消防団・女性防火クラブ連絡協議会
平時・災害時における防災についての連絡調整・情報共有に關すること。

第7 その他連携が必要な公共的な機関の業務

- 1 札幌管区気象台
 - (1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に關すること。
 - (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に關すること。
 - (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に關すること。
 - (4) 地方公共団体が行う防災対策に關する技術的な支援・助言に關すること。
 - (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に關すること。
- 2 札幌テレビ放送（株）小樽支局
気象予報、警報及び被害状況等の報道の実施並びに防災広報業務に關すること。
- 3 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
 - (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に關すること。
 - (2) 被災組合員に対する融資及びそのあっせんに關すること。
- 4 小樽商工会議所
災害時における物価の安定及び救助物資の確保に対する協力に關すること。
- 5 小樽薬剤師会
 - (1) 災害時における緊急医療に対する協力に關すること。
 - (2) 災害時における医薬品の確保に關すること。

- 6 一般社団法人小樽市歯科医師会
災害時における歯科医療活動に関すること。
- 7 一般病院、医院、診療所
災害時における医療防疫対策に対する協力に関すること。

第4節 市の災害環境

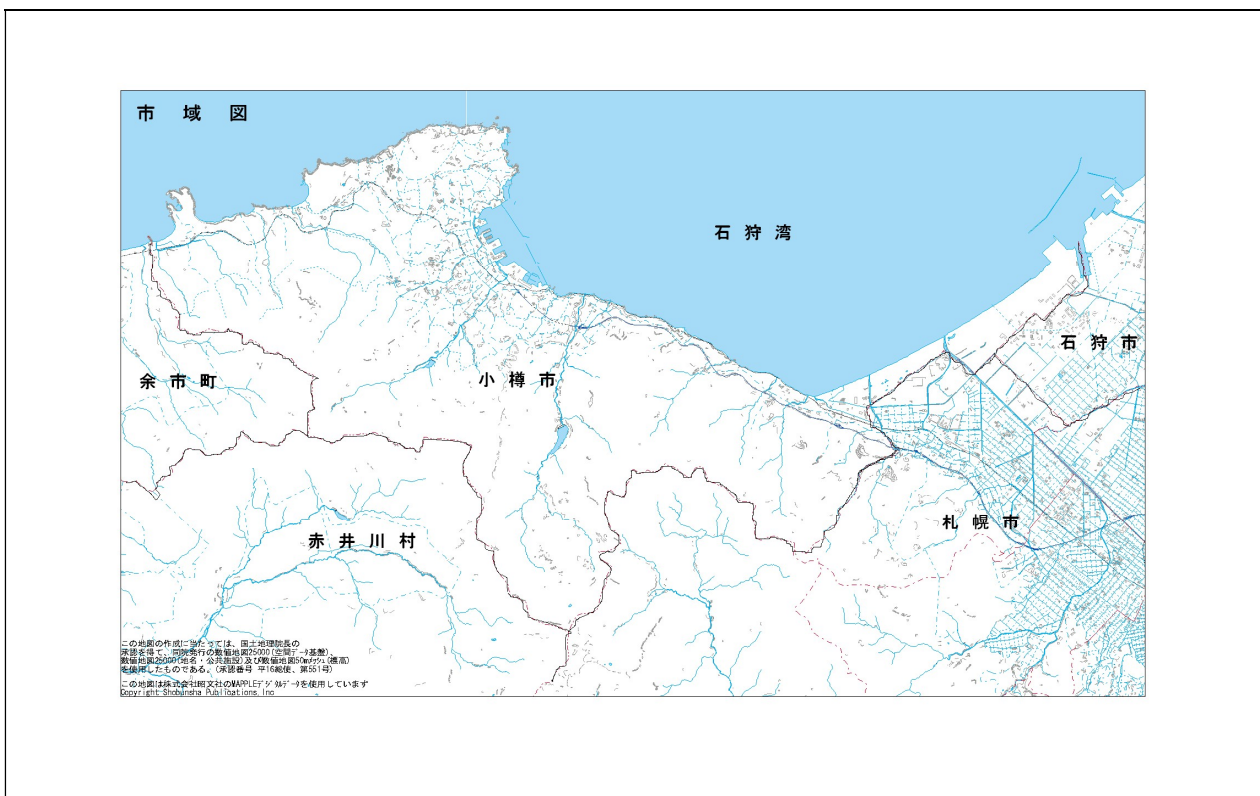
第1 自然環境

1 地形

市は、北海道の西海岸のほぼ中央に突出した積丹半島から深く湾曲した石狩湾の懐にあり、東西に68.62km（平成21年3月31日現在）と長い海岸線を有し、東は石狩市・札幌市、西は余市町、南は赤井川村と接しており、北は日本海に面している。

山系がそのまま海上に突出した地形を示し、平野部が少なく丘陵と山地が大部分を占めている。このため河川の延長は短く急流で、流量も降水量に応じて短時間に著しく増減する状況である。

(地形図)

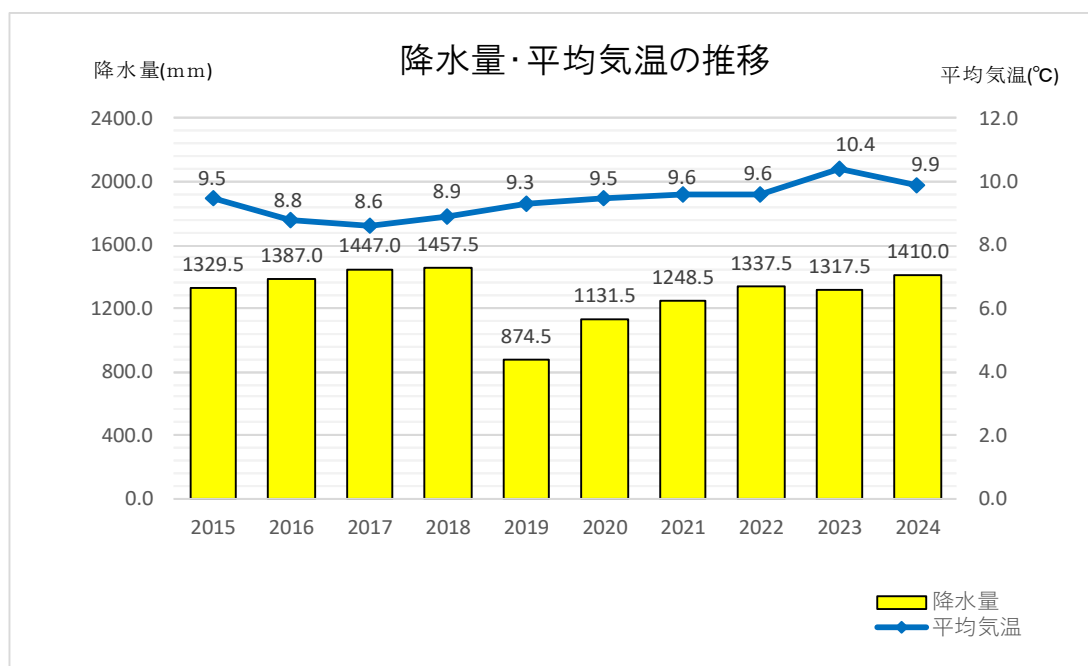


2 気候

海洋性の気候で、四季を通して気温の格差は小さく、比較的温暖な気候である。暖候期は、南西と北東の海陸風が多く、特に4・5月は南西の風が強まり、フェーン現象を伴う乾燥した気象である。7月下旬から8月中旬にかけて本格的な夏となり、夏日の平年値は39.6日、真夏日の平年値は5.3日、最高気温の極値は36.2℃となっている。8月頃から雨量が多くなり、台風や低気圧の影響で大雨による災害が過去に発生し、日降水量の最大値は161.0mmとなっている。

また、冬は西南西の季節風が主風系で、この風は離岸風となるため、北海道西海岸の中では弱い方である。気温は全道的にみると温暖で、最低気温は-18.0℃となっている。12月から2月は曇りや雪の日が多く、北海道南部に優勢な低気圧があり、石狩湾に別の低気圧が発生した場合には大雪となりやすく、積雪量は全道でも多いほうで、長期積雪の継続日数は110日程度であり、最深積雪の極値は173cmである。10月下旬に初霜、初雪がみられ、初雪の最早記録は10月13日となっている。

小樽港では、潮汐の干満差は小さく、北よりの風が強まるとその影響で港内の波が高くなり、港内外ともに氷結はなく、濃霧の発生もまれにある程度である。



第2 社会条件

1 人口分布

市の人口は103,079人（令和7年7月31日現在）となっている。

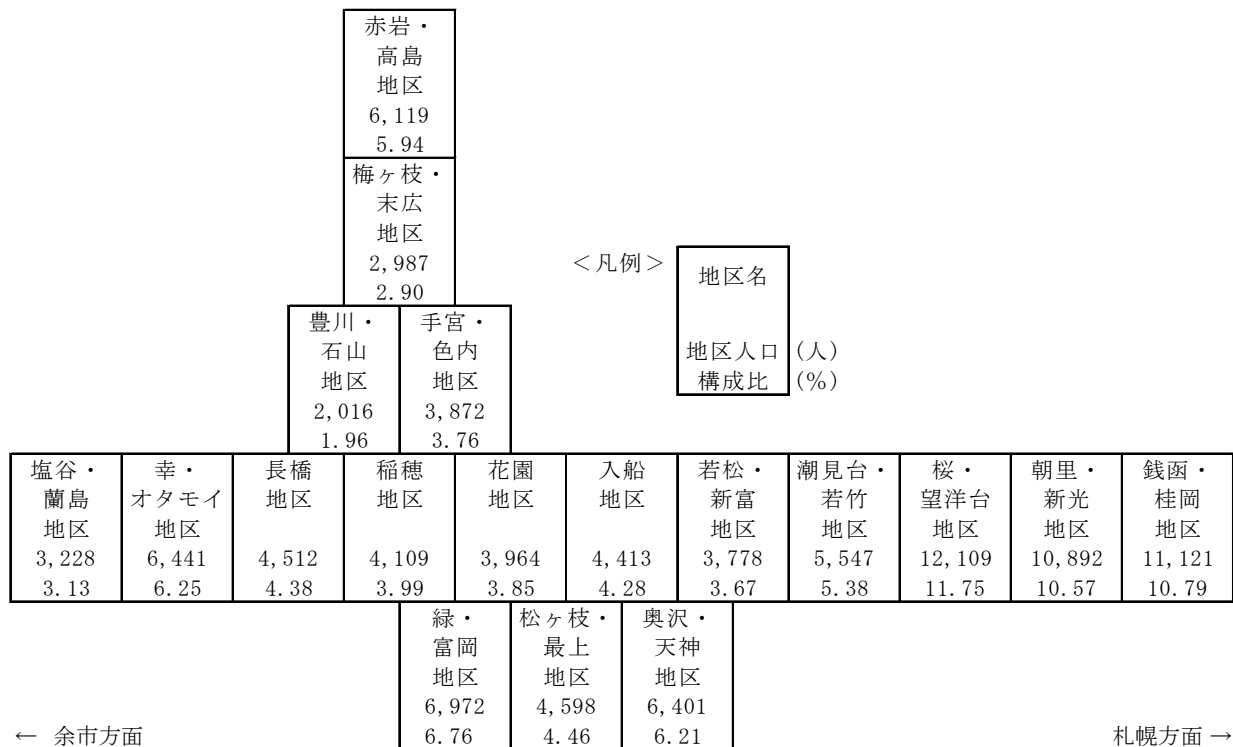
人口の分布をみると、人口が多い地区では、桜・望洋地区が12,109人、銭函・桂岡地区が11,121人、朝里・新光地区が10,892人となっている。少ない地区で

は、豊川・石山地区が2,016人、梅ヶ枝・末広地区が2,987人、塩谷・蘭島地区が3,228人となっている。

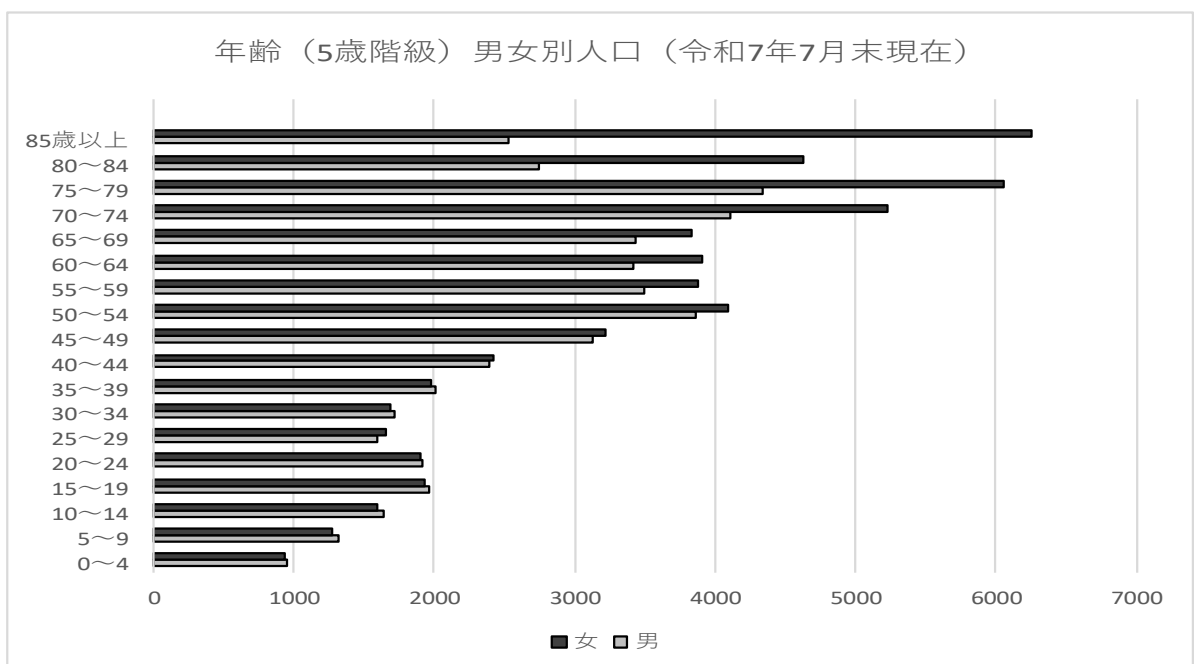
昼夜間人口は、流入人口12,292人に対して流出人口9,112人で3,180人の流入超過となっている。(令和2年国勢調査)

また、市の老年人口(65歳以上)の割合は、令和7年7月末現在で約41.89%となっており、道内主要10市の中では、割合が最も高い状態となっている。

市内地区別人口分布図(令和7年7月末現在 総人口103,079人)



注) 住民基本台帳に基づく独自集計



2 道路の位置等

市の高速交通網は、東部に隣接する札幌市から市中心部に至る札幌自動車道と、そこから分岐して西部に隣接する余市町まで通じている後志自動車道となっている。また、本市と札幌市、余市町を結び東西の軸となっている国道5号のほか、札幌自動車道から臨港地区・運河周辺を通り、国道5号につながる道道小樽港線が、市内における主要な幹線道路となっている。

このほか、東部朝里川温泉地区から南東に延びる道道小樽定山溪線は、途中札幌国際スキー場前を通過し、札幌市定山溪地区とつながり、市中心部から南部に延びる国道393号は赤井川村とつながっている。

また、塩谷地区から市街地を山側に迂回して市中心部へ通じる道道小樽環状線は、市道により余市町とつながっている。



※ この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである

3 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR北海道が札幌市から余市町方面へ東西を結ぶ形で延びている。

港湾は、市中心部に位置する小樽港と東に石狩市とまたがって位置する石狩湾新港がある。小樽港は、水深4.5m以上（最大水深13m）の大型岸壁を41バース有しており、その全延長は7,282mであり、新湊と舞鶴を結ぶ定期フェリーが就航している。また、石狩湾新港は、水深7.5m以上（最大水深14m）の大型岸壁を20バース有しており、その全延長は3,110mである。（石狩湾新港の小樽市域分の大型岸壁は6バースで、全延長は、1,040mである。）

なお、石狩湾新港地域内の石狩市新港中央4丁目の区域については、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）により、石狩地区として指定されている。

鉄道、港湾位置図



4 その他

市の令和6年度観光入込客数は、約807万人となっており、コロナ禍以前より100万人以上多くなっており、アジア圏をはじめとする外国人宿泊客数者は28万人を超えている。

このため、急増している独居高齢者とともに、観光旅行者に対して、その中でも外国人に対する配慮が必要である。

また、小樽港に入港する外国船籍の船舶や外国人の船員も多く、災害発生時や避難の警報の伝達について、配慮することが求められている。

地理的には、北が日本海に面し、南は山麓が連なっていることから、陸路では、避難ルートは東西方向を縦貫する国道5号が中心となっている。

第3 これまでの災害の概況

1 大規模震災（地震・津波災害）

本市は、本州の各都市に比べると、大規模震災といわれる経験はほぼなく、記録が残っているもので地震は、平成5年（1993年）7月に起きた北海道南西沖地震時に震度5、津波到達高は小樽港で0.8mを記録し、住宅一部破損や道路、港湾の被害が生じたものが、これまでの最大の被災となっている。

また、津波は、昭和15年（1940年）8月に積丹半島沖でマグニチュード7.5の地震が発生し、これにより1.5mの津波が発生したとの記録が最大となっている。

2 その他の主な個別災害

(1) 風水害

本市は、本州の各都市に比べると台風による被害規模は少ないものの、これまで大雨や強風の影響により、その都度住家被害などが生じており、記録が残っているもので最大の被害は、昭和37年（1962年）8月の台風9号の影響により、被害戸数2,896戸、死者6名、行方不明者2名の被災が最大となっている。

なお、本市における風水害に関する極値について、日最大瞬間風速は、平成16年（2004年）9月8日の44.2m/秒であり、日降水量は、昭和37年（1962年）8月3日の161.0mm、日最大1時間降水量は、平成29年（2017年）7月16日の50.5mm、日最大10分間降水量は、令和5年（2023年）9月12日の23.0mmとなっている。

(2) 雪害

本市は、豪雪地帯の北海道の中でも年間降雪量が多い方の都市であり、降雪の深さ日合計値の極値は、平成8年（1996年）1月8日9：00から9日9：00までの24時間で84cmとなっている。

この際、国道5号張碓付近や札幌バイパスの不通、JRや中央バスの運休で交通機能のマヒ状態が続き、市民生活や経済活動に支障が生じ、緊急雪害対策室の設置とともに、自衛隊に災害派遣を要請することとなった。

(3) 大規模火災

本市で記録が残っている最大の火災被害は、昭和37年（1962年）に稲穂町から出火した火災により2,410戸が焼失したものとなっている。

(4) 大規模停電

北海道胆振東部地震（マグニチュード7）の発生により、初めて北海道内の全域で大規模停電が発生、市内全域の約65,600戸の一般電力が不通となった。

この際、市対策本部を設置し、市民生活や観光客の支援のため、小学校の7校、ウイングベイ小樽の一部を避難所として開設することとなった。

なお、これまでの災害履歴は、第7節第7に記載しているとおりである。

第5節 想定する災害

本計画では、起こりうる最大規模の地震・津波の影響による被災を想定した大規模震災のほか、現時点で考えられる個別の災害を想定した。

それぞれの具体的な想定は、次のとおりである。

1 大規模震災（地震・津波災害）

本計画では、本市に最も被害が生じる地震・津波の発生する中、さらに、新型コロナウイルスによる感染症が拡大する複合的な災害を想定している。

対象地震は、北海道の「平成28年北海道地震被害想定調査」に基づき、「北海道留萌沖地震（マグニチュード7.8）」とした。

地震発生の時期は、勤務時間外の発災で職員参集に最も時間を要し、また、被害の内容が多く、行動制約も大きいと考える厳冬期（1月）の休日（夕方）とした。

さらに、地震発生直後に、北海道日本海沿岸北部に大津波警報が発表され、津波の第一波到達（津波影響開始時間）は、市内域最短で21分後に塩谷漁港に到達する津波が押し寄せることとなる。

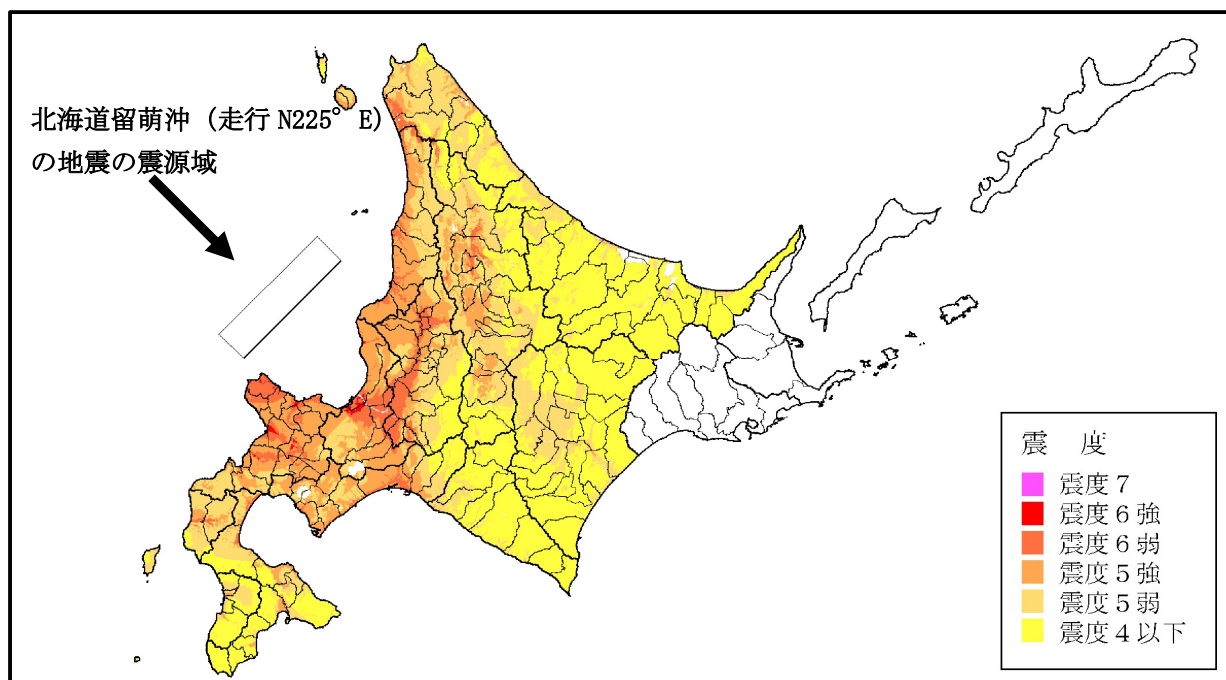


図 北海道留萌沖地震の震度分布図

（出典 北海道の「平成28年北海道地震被害想定調査」）

2 個別災害の想定

(1) 風水害

本計画では、既に洪水ハザードマップを作成した2級河川からの氾濫による水害について、次の氾濫想定降雨量を設定している。

等級	管理者	対象河川	位置付け	氾濫想定雨量 (mm)	指定
2級	北海道	星置川	水位周知河川	613mm/24時間雨量	平成30年
2級	北海道	新川	洪水予報河川	473mm/24時間雨量	平成30年
2級	北海道	蘭島川		125mm/01時間雨量	令和4年
2級	北海道	餅屋沢川		125mm/01時間雨量	令和4年
2級	北海道	塩谷川		127mm/01時間雨量	令和4年
2級	北海道	勝納川		132mm/01時間雨量	令和4年
2級	北海道	キライチ川		125mm/01時間雨量	令和4年
2級	北海道	朝里川		145mm/02時間雨量	令和4年
2級	北海道	濁川		135mm/01時間雨量	令和4年

気象庁の発表基準では、本市の記録的短時間大雨情報（1時間雨量）が80mm以上となっているため、1時間降水量は80mm/時間、過去の日降水量の最大値を勘案して、日降水量は170mm/日を設定するものとする。

また、台風接近等による暴風被害は、現時点でこれまで本市で記録した最高の最大瞬間風速44.4m/秒を勘案して、50m/秒を設定するものとする。

(2) 土砂災害

本計画では、豪雨に伴い3か所の土砂災害が発生した令和5年9月12日の事象よりも更に大雨が続いた場合を想定し、8か所ほどの土砂災害が同日に発生したものとして、条件を設定するものとする。

(3) 雪害

本計画では、過去の経験した降雪の深さ日合計値の観測史上最高値84cmを基準に約90cmを最大値として想定している。

(4) その他の災害

現時点で各々の災害に関して、具体的な設定は難しいが、今後の最新の知見や経験を通じて、設定するものとする。

第6節 防災組織及び共通的な災害予防計画

第1 小樽市防災会議の組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する態勢を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、組織計画においては、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報並びに気象予報及び警報の伝達、災害時における広報活動等について定め、災害対策の実施態勢の確立を図るものとする。

小樽市防災会議は、市長を会長とし、小樽市防災会議条例（昭和37年条例第32号）第3条第5項各号に掲げる者の中から任命又は委嘱された者を委員として組織する。また、防災会議に専門の事項を調査させるため、同条例第4条第2項に掲げる者の中から市長が任命又は委嘱する者を専門委員として防災会議に出席させることができる。

1 防災会議の所掌事務

- (1) 本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域にかかる災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により防災会議の権限に属すること。

2 防災会議の運営

防災会議の運営については、小樽市防災会議条例第5条に基づく小樽市防災会議運営等規程（昭和38年6月24日防災規程第1号）の定めるところによる。

3 小樽市防災会議情報連絡部

災害時の応急対策を関係機関相互間の緊密な連絡の下に的確かつ迅速に行うため、防災会議に情報連絡部を置き、防災会議構成機関の職員の中から当該機関の長が指名する職員及び市総務部災害対策室主幹をもって構成する。

(1) 業務

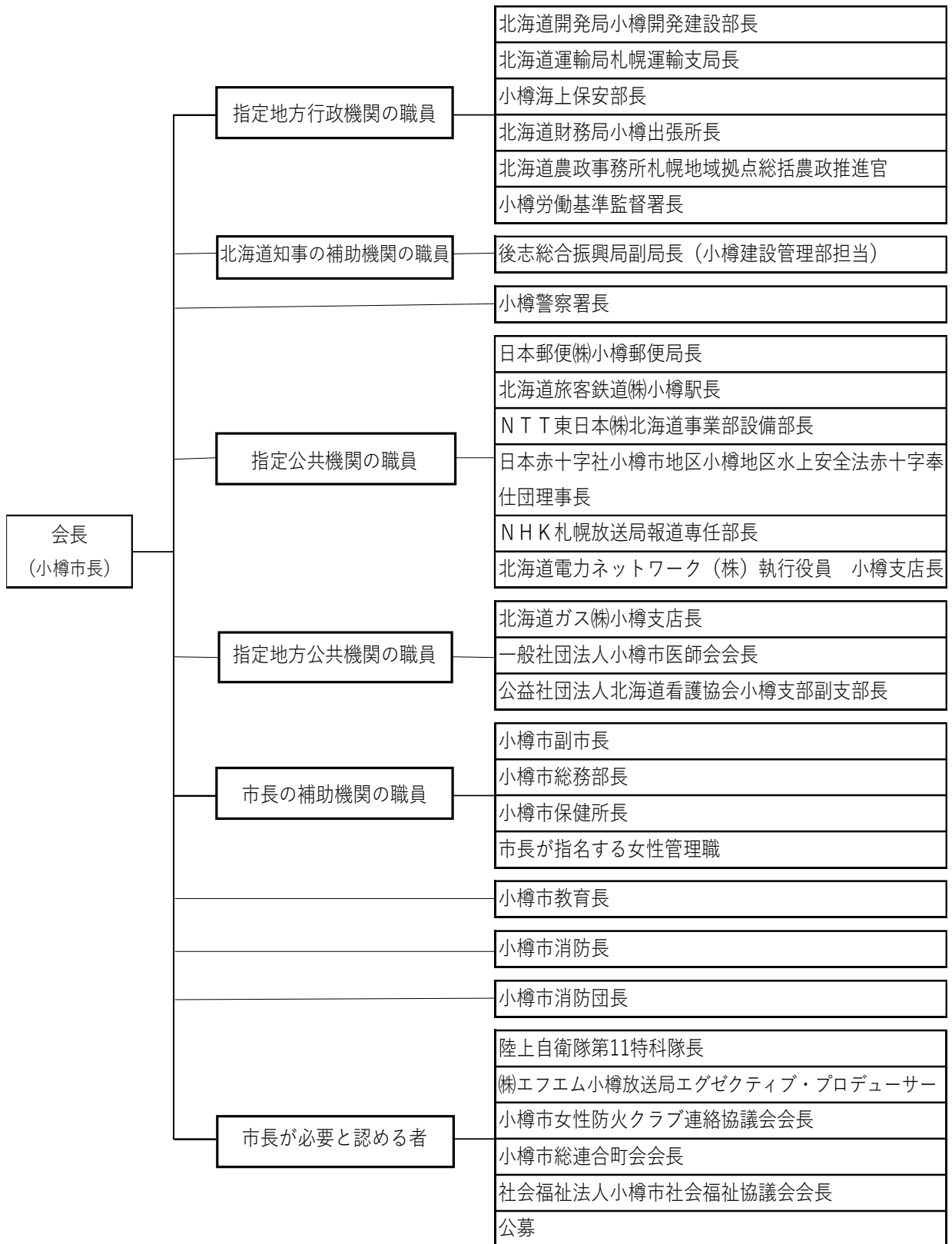
- ① 災害についての情報の収集
- ② 関係機関相互間の情報の交換及び連絡

(2) 運営

情報連絡部の運営については、小樽市防災会議情報連絡部設置要綱の定めるところによる。

4 組織図

(1) 防災会議組織図



(2) 情報連絡部組織図

情報連絡部長 小樽市総務部 災害対策室長	小樽市	通常	☎25-9955 災害対策室
		夜間・休日	☎32-4111 当直室
	北海道開発局小樽開発建設部	通常	☎23-5119 防災課
		夜間・休日	☎23-5119 当直室
	第一管区海上保安本部小樽海上保安部	通常	☎27-6166 警備救難課
		夜間・休日	
	後志総合振興局小樽建設管理部	通常	☎25-2193 維持管理課
		夜間・休日	☎090-8907-3137 当番管理職
	小樽警察署	通常	☎27-0110 警備課
		夜間・休日	☎27-0110 当直
	陸上自衛隊第11特科隊	通常	☎011-581-3191 内線 2681
		夜間・休日	
	北海道電力ネットワーク(株)小樽支店	通常	☎23-1112 お客さまサービスグループ
		夜間・休日	☎0120-06-0591
	N T T 東日本(株)北海道事業部	通常	☎011-212-4466 災害対策室
		夜間・休日	☎011-212-4466
北海道ガス(株)小樽支店	通常	☎32-0931	
	夜間・休日		
日本郵便(株)小樽郵便局	通常	☎22-1514 総務部	
	夜間・休日	-	
NHK札幌放送局	通常	☎011-232-4007・011-221-5098	
	夜間・休日		
一般社団法人小樽市医師会	通常	☎22-4111 事務局	
	夜間・休日	☎090-2876-2868 事務局長携帯	

第2 小樽市災害対策本部の組織

市対策本部は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、災害対策基本法第23条の2の規定により市長が設置するもので、防災会議と密接な連絡の下に災害予防応急対策を実施するものである。

市対策本部は、小樽市長を本部長として副本部長及び本部員を置き、部班に分けて業務を分担させるものとする。また、本部長（市長）が不在又は事故があった場合の指揮順位は、副本部長（副市長）、本部総括部長（総務部長）とする。

なお、市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、市対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

1 市対策本部の組織及び各部班の分担業務は、別表1、2のとおりである。

2 市対策本部の設置及び運営等

(1) 設置時期

市対策本部は、原則、次のような状況が生じたときに設置する。

- ① 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ② 北海道日本海沿岸北部（気象庁津波予報区）に「津波警報又は大津波警報」が発表されたとき。
- ③ 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- ④ 局地的な災害が発生し、その規模に対策が必要で、更に範囲の拡大のおそれがあるとき。
- ⑤ 気象、地象、水象についての情報又は警報を受け、その対策を要するとき。

(2) 設置場所

市対策本部は消防庁舎6階講堂に置き、本部室前に本部標識板を掲示する。

(3) 設置の周知

市対策本部を設置したときは、本編第6節第5の災害通信手段の整備に記載している方法に基づき、直ちにあらゆる手段を講じ、対策本部関係者、関係機関及び市民等に周知するものとする。

(4) 廃止の時期

本部長は、災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は災害対策活動が完了した場合に本部を廃止するものとする。

3 市対策本部の配備体制

市対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、状況に応じた非常配備の体制をとるものとする。

非常配備の基準は、次のとおりとし、本部各部長は分担業務につき部内の班の構成、配備基準を定めてこれを部員に徹底しておくものとする。

なお、災害の発生規模及び特性に応じて、この配備基準では、各班の業務遂行に支障が生じるおそれがあると認められる場合、本部長は、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

(1) 非常配備基準

種別	配備時期	配備内容
第1 非常配備 (市警戒配備体制)	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 2 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、警戒する必要が生じたとき。 3 必要により市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき。	<小規模な災害を想定> 災害のおそれがある場合の情報連絡、又は災害が発生した場合の速やかな対処のため、総括部、住民対策部、建設対策部、消防部等の原則課長以上の人員をもって当たるもので、状況により、更に次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
第2 非常配備	1 市内で震度5弱・5強の地震が発生したとき。 2 北海道日本海沿岸北部（気象庁津波予報区）に「津波警報又は津波注意報」が発表されたとき。 3 局地的な災害の発生し、更なる災害の拡大が予想されるとき。 4 必要により市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき。	<中規模な災害を想定> 市対策本部の原則係長職以上の人員及び関係各部の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。
第3 非常配備	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 北海道日本海沿岸北部（気象庁津波予報区）に「大津波警報」が発表されたとき。 3 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、市長（本部長）が当該非常配備を指令したとき。 4 予想されない重大な災害が発生したとき。	<大規模な災害を想定> 市対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

(2) 動員の方法

配備要員の動員は、基本的に次の方法により行うものとする。

- ① 本部長は、実際に発生した災害の規模を勘案し、市対策本部を設置する必要があると認められた場合、下記の順序で通知するものとする。

（本部長→本部総括部長→本部総括部総務・人事班長→本部各部長→各班長→各班員）

- ② 本部総括部総務・人事班長は、本部各部長に対し、本部の設置及び配備の規模を

通知するものとする。

- ③ 本部総括部長は、本部員に対し、対策本部の設置及び配備の規模を通知するものとする。
- ④ 通知を受けた各部長は、配備要員に対し通知の内容について通知するものとする。
- ⑤ 通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備に就くものとする。
- ⑥ 各部においては、あらかじめ部内の動員(招集)系統を確立しておくものとする。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員(本部各部長など)で組織し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

- ① 本部の配備体制の切替え及び廃止について
- ② 災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針について
- ③ 自衛隊、道、防災関係機関及び他市町村等に対する応援の要請について
- ④ 避難所の開設について
- ⑤ その他災害対策の重要な事項について

(2) 本部員会議の招集

本部員会議は、本部長が招集する。

(3) 本部員会議の運営

- ① 本部長は、本部員会議の議長となる。
- ② 本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ③ 本部員は、必要に応じ、所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- ④ 本部員において会議を招集する必要があると認めるときは、総括部長にその旨を申し出なければならない。

(4) 決定事項の周知

本部員会議で決定した事項で、職員に周知する必要があると認めた事項については、総括部長は、速やかに周知の手続きをとらなければならない。

5 市対策本部を設置しない場合の準用

- (1) 市対策本部設置に至らない小規模災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、小樽市災害対策連絡室(第1非常配備の初期段階、以下「市対策連絡室」という。)を設置し、市対策本部の組織及び各部班の分担業務を準用して、その災害対策を実施するものとする。
- (2) 市対策連絡室に室長、副室長及び必要な職員を置き、室長には総務部長を、副室長には総務部災害対策室長を、必要な職員には総務部災害対策室職員及び室長が指名する職員をもってこれに充てる。

6 情報連絡責任者

- (1) 各部に情報連絡責任者を置く。
- (2) 情報連絡責任者は、各部長がそれぞれ所属職員の中から指名する。
- (3) 情報連絡責任者は、所属部の事務に係る災害に関する情報等を逐次取りまとめ、速

やかに本部又は市対策連絡室に報告するとともに、所属部へ指令の伝達に当たるものとする。

7 地区情報責任者（小樽市消防団）

(1) 災害の早期発見と的確な状況把握及び周知伝達のため、市内を18地区に分け各地区の消防団分団長又は副分団長を地区情報責任者として定める。

地区情報責任者は、地震・津波等による災害に備え、事前に消防団員の中から潮位監視者及び被害調査者を指名しておくものとする。

地区情報責任者は、潮位監視者及び被害調査者からの情報を取りまとめ、市対策本部に報告するものとする。

区 域	地区情報責任者
1 手宮方面	第 1 分団長
2 稲穂方面	第 2 分団長
3 富岡・最上・緑方面	第 3 分団長
4 花園方面	第 4 分団長
5 色内・山田方面	第 5 分団長
6 松ヶ枝・入船方面	第 6 分団長
7 天神・奥沢方面	第 7 分団長
8 幸・オタモイ・長橋方面	第 8 分団長
9 高島方面	第 9 分団長
10 祝津方面	第 10 分団長
11 赤岩方面	第 11 分団長
12 望洋台・桜・船浜方面	第 12 分団長
13 朝里・新光方面	第 13 分団長
14 張碓方面	第 14 分団長
15 銭函方面	第 15 分団長
16 若竹・潮見台方面	第 16 分団長
17 塩谷・桃内方面	第 17 分団長
18 忍路・蘭島方面	第 18 分団長

(2) 潮位監視者

潮位監視者は、あくまでも安全を確保しながら、目視等により潮位の監視を行い、情報責任者に報告する。

(3) 被害調査者

被害調査者は、自らの調査又は地区住民からの災害情報をまとめ、地区情報責任者に報告する。

別表1 市対策本部組織図

※< >は市対策本部長

本部長 (市長)	総括部(総務部長) (総務部長・次長・災害対策室長) (議会事務局長) 補佐:総合政策部長 補佐:企画政策室長 補佐:デジタル推進室長	総括班(災害対策室主幹) 災害対策室、企画政策室、官民連携室、デジタル推進室、議会事務局	総務・人事班(職員課長) 職員課、総務課、秘書課、総務部主幹(法制、国際交流、本庁舎整備)
	副本部長 (副市長)	財政対策部(財政部長) (財政部長) 補佐:財政部次長	広報班(広報広聴課長) 広報広聴課
	財政対策部(財政部長) (財政部長) 補佐:財政部次長	経理班(財政課長) 財政課、会計課、財政部主幹(行財政改革)	管財班(契約管財課長) 契約管財課(運転手控室含)、財政部主幹(公共施設)
	住民対策部(福祉保険部長) (こども未来部長) (福祉保険部長) (こども未来部長) 補佐:福祉保険部次長 補佐:こども未来部次長	住民総括班(生活安全課長) 生活安全課、男女共同参画課、生活環境部主幹(地域住民組織)	避難所運営班 (福祉総務担当主幹) (保険年金課長) 福祉総合相談室、生活支援第1課・第2課、保険年金課、介護保険課、保険収納課、青少年課、戸籍住民課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、葬斎場
	衛生対策部(保健所長) (保健所長) (保健所医療業務担当部長) (病院長) (病院事務部長) 補佐:保健所次長 補佐:病院事務部次長	防疫班(生活衛生課長) 生活衛生課、健康増進課	医療班(保健総務課長) 保健総務課、健康増進課、小樽市立病院、保健所主幹(試験検査、歯科医療、感染症)
	環境対策部(生活環境部長) (生活環境部長) 補佐:生活環境部次長	廃棄物・環境対策班 (管理課長) 管理課、ごみ減量推進課、環境課、清掃事業所、生活環境部主幹(施設管理)	
	産業対策部(産業港湾部長) (産業港湾部長) 補佐:産業港湾部次長 補佐:観光振興室長	商工班(商業労政課長) 商業労政課、産業振興課、産業港湾部主幹(企業誘致、商業振興)	観光班(観光振興室主幹) 観光振興室
	建設対策部(建設部長) (建設部長) 補佐:建設部次長	農林水産班 (農林水産課長) 農林水産課、産業港湾部主幹(森林整備)、公設水産地方卸売市場、農業委員会事務局	
	建設対策部(建設部長) (建設部長) 補佐:建設部次長	管理班(庶務課長) 庶務課、用地管理課	土木班(維持課長) 建設事業室、公園緑地課、都市計画課、建設部主幹(宅地)
	港湾対策部(港湾担当部長) (港湾担当部長) 補佐:港湾室長	建築住宅班(建築住宅課長) 建築住宅課、建設部主幹(住宅管理)	建築調査班(建築指導課長) 建築指導課、新幹線・まちづくり推進室、建設部主幹(空き家対策)
	港湾対策部(港湾担当部長) (港湾担当部長) 補佐:港湾室長	港湾業務班(港湾業務課長) 港湾室	工務班(港湾整備課長) 港湾室
	上下水道対策部(水道局長) (水道局長) 補佐:水道局次長 補佐:防災・企画調整担当主幹	管理班(港湾振興課長) 港湾室	
	上下水道対策部(水道局長) (水道局長) 補佐:水道局次長 補佐:防災・企画調整担当主幹	総務班(水・総務課長) 総務課、業務課	給水班(サービス課長) サービス課、水質管理課、水道事業課
	文教対策部(教育部長) (教育部長)、(教育部長) 補佐:教育部次長 補佐:学校教育支援室長	水道班(水道事業課長) 水道事業課、浄水センター	下水道班(下水道事業課長) 下水道事業課、水処理センター
	文教対策部(教育部長) (教育部長)、(教育部長) 補佐:教育部次長 補佐:学校教育支援室長	施設班(教育総務課長) 教育総務課、施設管理課、学校給食センター、生涯スポーツ課、図書館、文学館、美術館、総合博物館	学校教育班 (学校教育支援室主幹) 学校教育支援室、生涯学習課
	消防部(消防長) (消防長) 補佐:消防本部次長 補佐:消防署長	総務班(消・総務課長) 総務課	警防班(警防課長) 警防課・救急課
	消防部(消防長) (消防長) 補佐:消防本部次長 補佐:消防署長	予防班(予防課長) 予防課	消防班(消防課長)※消防回長 消防署

別表2 市対策本部の各対策部における主な業務分担

総括部

総括班

- 1 市民等への災害関連情報提供・避難指示
- 2 非常配備指令の伝達
- 3 職員の災害動員、庁内非常態勢
- 4 市対策本部関連業務
- 5 議会との連絡調整
- 6 自衛隊の災害派遣依頼・通報
- 7 市対策本部情報連絡部関連業務
- 8 情報システムの状況確認・管理復旧等
- 9 災害対策諸資料の収集・作成

総務・人事班

- 1 職員の安否確認・参集状況の総合把握
- 2 本庁舎の被災状況確認・応急処理
- 3 職員の健康管理・惨事ストレス対策
- 4 服務及び給与関連業務
- 5 本部職員の給食

広報班

- 1 災害広報の総合調整
- 2 災害関連情報の市民への提供
- 3 報道機関に対する情報の提供
- 4 災害記録写真の撮影、分類、整理、保存
- 5 記者会見対応・各種メディアの総合調整

財政対策部

経理班

- 1 災害関係予算関連業務
- 2 災害応急対策に要する資金計画
- 3 応急救助等に要する経費の出納

管財班

- 1 災害時の配車計画の作成・実施
- 2 災害時の緊急輸送の実施
- 3 公共財産の応急利用の調整
- 4 災害見舞金品の收受及び保管
- 5 災害応急物資等の調達

調査班

- 1 罹災証明書の交付に係る申請窓口対応
- 2 被害認定調査の実施

住民対策部

住民総括班

- 1 住民に対する情報の伝達及び収集
- 2 避難所の開設・避難者の収容状況把握
- 3 各避難所への継続派遣
- 4 全市の避難所・避難者の継続的状況把握
- 5 災害ボランティアセンターへのリエゾン派遣

避難所運営班

- 1 避難所避難者の収容状況把握
- 2 避難所外避難者の把握と支援
- 3 独居高齢者や障がい者等の安否確認
- 4 社会福祉協議会との連絡調整
- 5 避難所備蓄品の流用・運搬等
- 6 所管する避難所施設の管理運営
- 7 福祉施設の被害調査

物資支援班

- 1 災害時の衣料、生活必需品等の給与
- 2 日本赤十字社小樽市地区との連絡
- 3 災害ボランティア受入れ等の総合調整

衛生対策部

防疫班

- 1 罹災家屋内外及びその周辺の消毒助言指導
- 2 そ族昆虫等の緊急駆除の指導
- 3 検病調査及び臨時予防接種
- 4 食品の保管衛生指導
- 5 罹災者の栄養調査及び指導
- 6 防疫措置が必要な飲料水の衛生指導
- 7 風邪その他の感染症予防のための啓発活動
- 8 災害に関わる感染症患者の収容

医療班

- 1 被災者の応急医療
- 2 被災者等の感染症対策関連業務
- 3 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との緊急連絡
- 4 病院施設の被害調査
- 5 救急医療用具、医療品等の調達
- 6 避難所巡回健康相談、在宅療養指導
- 7 報道・対策会議対応

※ 保健所以外に所属する市保健師は、災害時には衛生対策部での活動が基本

環境対策部

廃棄物・環境対策班

- 1 委託業者の作業員・車両の掌握と確保
- 2 ごみ処理施設等の被害状況の把握
- 3 民間処理業者の被害状況の情報収集
- 4 民間処理業者の受入体制の把握
- 5 廃棄物処理実施計画の立案及び運用
- 6 ごみ処理施設等の復旧対策
- 7 災害廃棄物の収集作業の広報活動
- 8 し尿の収集作業に関する広報活動

産業対策部

商工班

- 1 商工鉱業関係者の被害調査
- 2 市内企業の復旧状況調査
- 3 食料の集約、不足食料の把握
- 4 食料の配分計画・配送手配

観光班

- 1 観光客の避難誘導及び支援
- 2 小樽観光協会など関係団体との連絡調整
- 3 観光施設の被害状況調査及び応急対策

農林水産班

- 1 漁業協同組合その他関係団体との連絡
- 2 海難の予防及び救助活動の協力
- 3 市内農業者への被害規模の調査
- 4 被災地の病虫害、家畜伝染病予防

建設対策部

管理班

- 1 災害・建設関連情報の収集及び報告
- 2 災害用車両の確保と配車要請
- 3 雪害対策の体制確認・総合調整
- 4 建設部災害対策業務の集約と連絡

土木班

- 1 道路・河川・公園等の被害状況調査
- 2 道路・河川・公園等の障害物撤去
- 3 道路・河川・公園等の応急対策工事
- 4 水防活動
- 5 雪害（道路・河川・公園等）対策

建築住宅班

- 1 公営住宅の被害情報収集・集約
- 2 市有建物の被害情報収集
- 3 仮設避難所の設営
- 4 応急仮設住宅の需要把握・用地確保

建築調査班

- 1 被害認定調査の策定・運用支援
- 2 倒壊家屋等の除去（情報提供・通知等）
- 3 雪害（道路・河川・公園・屋根等）対策
- 4 建築物の二次災害防止のための緊急措置

港湾対策部

港湾業務班

- 1 在港船舶の係留・被害・動静を確認
- 2 津波警報等の情報を確認
- 3 在港船舶に津波警報等の情報を伝達
- 4 在港船舶に小樽港の被害状況等を伝達
- 5 在港船舶に係船、離岸を指示

工務班

- 1 港湾施設の被災状況確認
- 2 港湾施設の被害調査及び点検

管理班

- 1 港湾区域等の被害調査・確認
- 2 海上保安部と被害状況等の情報共有
- 3 海上保安部と在港船舶等への対応協議

上下水道対策部

総務班

- 1 北海道などに対する支援要請
- 2 水道施設及び下水道施設の被害状況の集約

給水班

- 1 避難所及び被災地区への応急給水
- 2 仮設給水栓の設置
- 3 応急給水に係る水質調査

水道班

- 1 水道施設の被害調査
- 2 水道施設の応急修理
- 3 水道施設の応急資材の調達

下水道班

- 1 下水道施設の被害調査
- 2 下水道施設の応急修理
- 3 下水道施設の応急資材の調達

文教対策部

施設班

- 1 文教施設の被害調査
- 2 学校職員等への避難所等の協力要請
- 3 学校教育施設災害復旧事業計画の整理

学校教育班

- 1 学校職員等へ児童生徒の状況確認要請
- 2 り災児童生徒の調査
- 3 文化財の保護・保全対策
- 4 社会教育施設災害復旧事業計画の整理

消防部

総務班

- 1 市対策本部への報告
- 2 防災関係機関との調整
- 3 部内各班との連絡調整

警防班

- 1 気象・災害情報の収集・伝達活動報告
- 2 消防職（団）員の招集・連絡調整
- 3 消防部隊の出動指令管理
- 4 医療機関との連絡調整
- 5 消防車両の保全

- 6 応援要請の連絡及び調整
- 7 消防通信の管理
- 8 現場救急隊への情報支援
- 9 防災資機材の状況確認・緊急配備
- 10 消防班活動物資の補給

予防班

- 1 防火対象物、危険物施設等の緊急体制

消防班

- 1 人命救助救急活動及び消火活動
- 2 災害現場・周辺地域への情報伝達
- 3 災害時における広報活動
- 4 災害の防除
- 5 傷病者の搬送

消防団（消防部の指揮の下、地区情報責任者として活動）

第3 自主防災組織等の育成

地震（津波）等による大規模災害からの被害の軽減を図るには、防災対策に関する正しい知識と行動力が不可欠である。

さらに、阪神・淡路大震災の教訓などから、大規模地震の発生時には、市及び防災関係機関の通常の防災体制では的確に対応することが困難になると予想されるため、住民等に対しては、「自らの身の安全は自らが守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」を基本として、防災知識の普及、啓発を継続して実施し、自主防災組織等の育成強化を図るものとする。

1 住民等に対する防災知識の普及・啓発

(1) 普及・啓発内容

- ① 小樽市地域防災計画の概要
- ② 災害の予防措置
 - ア 防災（地震・風水害）の心得
 - イ 火災予防の心得
 - ウ 要援護者防災対策・自主防災組織等づくり
 - エ その他必要な事項
- ③ 災害時の心得
 - ア 災害発生時の心得（室内・屋外）
 - イ 初期消火及び避難時の心得
 - ウ その他必要な事項

(2) 普及方法

- ① 防災に係る講習会等の開催
- ② 市広報紙・パンフレット、ラジオ、市ホームページ等、各種メディアの活用による防災に係る知識の普及

2 自主防災組織等の育成・強化

災害発生時には、防災関係機関等が現場に到達するまで時間がかかる、あるいは到達できない事態も想定されることから、被害の拡大を防ぐ上でも地域住民等が、災害発生時の初期から活動することが重要である。

このため、市は、自助・共助の観点からも地域住民等で結成する自主防災組織や事業所等で組織されている防災組織の結成促進と育成に努めるものとする。

(1) 自主防災組織等の育成推進策

- ① 既存の自主防災組織等の取組事例の紹介
- ② 防災講習会等の開催
- ③ 防災パンフレット等の配布・回覧
- ④ 防災訓練の支援

(2) 自主防災組織等の編成等

自主防災組織等は、住民等が連帯感を持ちながら地域の防災活動を効果的に行うことが可能で、地理的状況や生活環境から、住民等の日常生活上の範囲として一体性を有する規模が最適であるため、地域の町会・自治会等を基礎に近隣事業者の協力を得ながら編成することが望ましい。

3 自主防災組織等の各活動部の編成及び活動内容

各ブロックの情報収集を目的とした情報部、初期消火活動を任務とする防火部のほか、別表のとおり各活動部を編成し、町会等の会員を各活動部に配置し、平常時及び災害発生時の任務区分等を明確にしておくものとする。

4 自主防災組織等の役割

自主防災組織等は、原則として町会等ごとに協力し合い、町会（町会等役員）から伝達される市及び防災関係機関の指示事項に従い、地域住民の安全確保のために活動するものとし、平常時は、防災意識の啓発、防災訓練の計画・実施、防火・防災点検活動など、地域の特性を踏まえた防災活動を行う。

また、災害発生時においては、自助・共助の精神に基づき自主防災組織等が主体的に避難所を運営することが求められていることから、発災後の速やかな避難所運営体制の確立と円滑な運営のため、平常時から避難所運営ゲーム（HUG）北海道版（通称「D oはぐ」）等を活用するなどして、自主防災組織等及び各人の役割・手順などの認識の共有と意識の高揚に努める。

第4 避難行動要支援者等の支援対策の推進

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して、避難の支援や安否の確認などの必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するため、市は、平常時から、支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の協力を得ながら本計画に基づいた防災体制の整備を図るものとする。

また、本市の状況に不慣れな観光客（外国人を含む。）に対しては、市が観光事業者、交通機関と連携を図りながら、平時から災害時に備えた対応に努めるものとする。

1 避難行動要支援者（市内に居住の要介護者、障がい者等）対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成・更新

市は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するため、その基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を市が保有する情報を集約の上作成し、定期的に更新するものとする。

(2) 名簿に記載する者の範囲

名簿に記載する者の範囲は、次に掲げる者とする。ただし、社会福祉施設等に入所、又は入院している者は、当該名簿から除くものとする。

- ① 要介護認定3～5の判定を受けている者
- ② 身体障害者手帳1，2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害のみで該当する者は除く。）
- ③ 療育手帳Aを所持する者
- ④ 上記以外の者であって、災害発生時等に避難支援等が必要と市長が認めた者

(3) 名簿の記載事項

名簿の記載事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認めた事項

(4) 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者の範囲は、消防機関、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他市長が認めたものとする。

(5) 名簿情報の提供

市は、災害時に円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者からの同意が得られてい

ない場合はこの限りではない。

また、市は、名簿情報を提供する際には、情報漏えいの防止に必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(6) 避難支援等の実施に向けた取組

市は、避難行動要支援者について、名簿情報に基づきその実態を把握し、災害時に避難行動要支援者に対して円滑な避難支援等が行われるよう、次の方法により、避難支援等関係者の協力を得ながら平常時からの取組を進めるものとする。

- ① 避難訓練の際には、避難行動要支援者の参加を呼び掛ける。
- ② 避難誘導訓練において、実際に障がい者救出などの訓練を実施し、その知識の普及・啓発を図る。
- ③ 町会等の地域住民組織による避難行動要支援者のための支援体制が整備されるよう努める。

(7) 避難支援等の内容

本計画における避難支援等とは、情報伝達、避難支援、安否確認とする。

市は、避難支援等関係者と連携して支援に当たるものとし、その実施に当たっては、安全の確保に十分配慮するものとする。

① 情報伝達

高齢者等避難又は避難指示が発令された場合、避難行動要支援者が迅速に行動できるよう配慮した情報伝達を行う。

② 避難支援

指定避難所等の安全な場所までの移動の支援を行う。

③ 安否確認

安否が不明な避難行動要支援者の状況を確認し、これに応じた対応を行う。

(8) 社会福祉施設等の対策

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や入所者の防災教育等が行われるよう啓発に努めるものとする。

(9) 個別避難計画

① 個別避難計画の作成

災害発生時等において、避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難経路等の具体的な個別避難計画をあらかじめ定めておく必要があることから、市では、避難支援等関係者と連携して、個別避難計画の作成に努めるものとする。

② 個別避難計画の作成対象者

個別避難計画作成の対象者は、避難行動要支援者名簿登載者のうち、避難支援等関係者への情報提供に関する同意のあった者とする。

③ 個別避難計画の作成方法

市は、避難支援等関係者の協力を得ながら、個別避難計画の作成対象者を個別に訪問するなどして、本人又は家族と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら、

計画を作成するものとする。

④ 避難支援等実施者の選定

市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促すとともに、安否確認や避難所までの避難を援助する避難支援等実施者を、可能な限り要支援者の隣近所から探し、協力を求めるものとする。

避難支援等実施者の不在や支援者自身の被災、あるいは避難支援等実施者一人では援助できない場合を勘案し、可能な範囲で個別避難計画の作成対象者一人に対して、複数の避難支援等実施者の選定に努めることとする。

⑤ 個別避難計画票の記載事項

個別避難計画票は別紙様式3のとおりとし、次の事項を記載するものとする。

- ア 避難行動要支援者の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号等
- イ 支援が必要な理由
- ウ 緊急連絡先
- エ 家族の状況
- オ 避難支援に当たり必要な情報
- カ 避難支援等実施者の氏名、連絡先等
- キ 避難場所、避難所、避難経路

⑥ 個別避難計画票の共有・管理

個別避難計画票の原本は、本市が保管し、避難行動要支援者又はその家族及び地域支援者が避難支援等の実施に必要な限度でそれぞれ個別計画票の写しを保管するものとする。

また、個別避難計画票の内容については、避難行動要支援者が同意した者以外が平常時に閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

⑦ 避難支援の実施

避難行動要支援者は、この計画を作成することによって、避難支援等関係者及び実施者から、災害発生時において、避難行動の支援を受けられる可能性が高まるものと考えられる。

しかし、災害の規模によって様々な状況が想定されるため、避難行動要支援者は、関係者等への情報提供により支援が必ず実施されるものではないことを、また、避難支援等関係者及び実施者は、災害時に支援ができなかった場合においても、法的な責任や義務を負う必要はないことを十分に理解する必要がある。

2 観光客（外国人を含む。）対策

観光客等への対応は、「小樽市観光客等の災害時対応マニュアル」に基づき、行政、観光関係者、交通機関等が十分な連携を図っておく必要があり、各々が最新情報を共有し、迅速に対応がとれるよう、平時から「顔の見える」緊密な関係を築き、訓練や定期的な勉強会などを通して人的ネットワークを構築し、有事の際に備えるものとする。

第5 災害通信手段の整備

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は、次のとおりとする。

1 通信手段

災害時における通信手段は、基本的にはN T T東日本(株)の一般加入電話を主系統とするが、災害の規模により通信輻輳やケーブル破損等による通信途絶の状況が想定されるので、災害発生時には、次の通信手段のうち最も迅速であるものを選定して行うものとする。

(1) 電話

- ① 一般加入電話（通話が輻輳した場合、発信規制が行われることがある。）
- ② 公衆電話
- ③ 携帯電話（総務部災害対策室職員、総務部次長、総務課長に配備しており、全て災害時優先電話に指定されている。）
- ④ 内線電話（市本庁舎と市出先機関との内線電話）
- ⑤ 災害時優先電話（N T T東日本（株）が災害時等に発信を優先的に取り扱うことを電気通信事業法に基づき指定）
 - ア 市本庁舎（災害対策室、総務課、秘書課等）
 - イ 避難所に指定されている小中学校
- ⑥ 消防通報用電話（119番）：119番通報を受信するための着信専用電話
- ⑦ 消防電話（消防本部庁舎内に交換機を設置した消防専用の電話）
[消防本部、消防署(銭函・手宮・オタモイ支署、花園・朝里出張所、蘭島支所)、消防団]
- ⑧ 消防本部と防災関係機関との専用電話
 - ア 北海道警察本部
 - イ 小樽警察署
 - ウ 北海道電力ネットワーク(株)小樽支店
 - エ 東日本高速道路(株)北海道支社
- ⑨ 警察電話等（警察署、交番等に設備されている警察専用電話又は無線電話）
- ⑩ 鉄道電話（駅、保線所等に設備されている鉄道専用電話）

(2) 専用通信施設等（無線・専用電話等）：詳細は別表のとおり

- ① 小樽市が設備している専用無線施設
 - ア 消防無線（活動波3波）[260MHz帯]（署活動用5波）[460MHz帯]
 - イ 建設部（一般業務用無線）[385.55～385.5875MHz]
 - ウ 産業港湾部（国際海上移動業務用V H F無線）[CH16,156.80MHz]
 - エ 水道局（公共業務無線）[61.10MHz]
 - オ 生活環境部（一般業務用無線）[385.55～385.5875MHz]
 - カ 防災行政デジタル無線（移動系：M C A無線）[930.025～939.975MHz]
 - キ 防災行政無線（屋外拡声子局：38局）
- ② 北海道総合行政情報ネットワーク（地上系回線+衛星系回線の2ルート）
- ③ 各機関等に設備されている専用無線施設及び専用電話（利用可能なもの）
 - ア 小樽警察署

イ 北海道電力ネットワーク(株)小樽支店

ウ 日本赤十字社小樽市地区（無線赤十字奉仕団）（一般業務用無線 F3E）
[415.05MHz]

(3) 上記による通信が不可能になった場合

① 自動車、②徒歩

(4) 北海道総合通信局における支援措置

北海道総合通信局は、非常災害時における通信の確保を図るため、防災関係機関に次の支援措置を講ずるものとしている。

① 移動通信機器（衛星携帯電話・簡易無線・MCA無線）、移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出

② 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続は、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

③ 支援の要請方法

防災関係機関は、上記の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡する。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的及び必要とする理由

(エ) 使用場所

(オ) 借受期間

(カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 希望エリア

(ウ) 使用目的

(エ) 希望する使用開始日時

(オ) 引渡場所及び返納場所

(カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続を希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

④ 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室

直通電話：011-747-6451

携帯電話：090-1525-0101（夜間等の緊急連絡先）

別表

小樽市及び防災関係機関等の専用通信施設（無線・専用電話）

設置機関名	施設の種類	通信可能範囲	災害時の使用申出先 (対策本部が利用可能なもの)
小樽市	消防無線	小樽市域 (消防本部、消防署、各支署、各出張所、支所、各消防車両、各救急車両)	
	建設部無線	小樽市域 (建設事業室、庶務課、各道路パトロールカー)	
	産業港湾部無線	小樽港内及び石狩湾全域 (小樽ポータルラジオ局)	
	水道局無線	小樽市域 (水道局本庁舎の該当車両)	
	生活環境部無線	小樽市域 (清掃事業所、各パトロールカー等)	
	防災行政デジタル無線	小樽市域 (市役所庁舎、市指定避難所、一部を除く市有施設)	
	防災行政無線 (屋外拡声子局)	市内沿岸部	
北海道	北海道総合行政情報ネットワーク (地上系回線+衛星系回線)	北海道及び各市町村 (北海道、各振興局及びその出先機関) 注) 衛星系を使用することにより道外との交信も可能	小樽市局は総務部災害対策室 (消防庁舎6階)に設置 (庁内の内線から送受信できる)
小樽警察署	(1)警察電話 (2)警察無線	全国 (警察本部、警察署、交番、駐在所) 札幌方面 (警察本部、警察署、交番、駐在所、パトカー)	小樽警察署 警備課警備係 ☎27-0110 内線 461 注) 大規模災害時に「小樽警察署災害対策本部」が設置された場合は、同本部に口頭申請
北海道電力ネットワーク(株) 小樽支店	電力保安通信電話 (社内電話)	全道各地	北海道電力ネットワーク(株) 小樽支店 お客さまサービスグループ ☎23-1112
日本赤十字社 小樽市地区	業務無線 アマチュア無線 (車載可能)	小樽市全域	無線赤十字奉仕団団長

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害情報等の収集、伝達及び被害状況等の報告についての計画は、次に定めるところによる。

2 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

災害の発生又は異常現象等を発見した者は、速やかに市役所（各出先を含む。）、小樽警察署（各交番を含む。）、小樽海上保安部、又は消防本部（消防署、各支署、各出張所、支所を含む。）に通報しなければならない。

(2) 警察署等の通報

異常現象発見者からの通報を受けた小樽警察署又は小樽海上保安部等は、その旨を速やかに市長（総務部災害対策室）に通報しなければならない。

(3) 市役所の当直員又は日直員の災害情報等の取扱い

夜間・休日において、当直員又は日直員が災害情報を受理した場合は、直ちに総務部災害対策室主幹（又は室長）に報告するものとする。

災害対策室主幹（又は室長）は、直ちに総務部長及び関係部局の部課長等と連絡を取り、災害情報の確認をするものとする。

(4) 市長は、異常現象発見の通報を受けたときは、別図1の「災害情報連絡系統図」により必要に応じ、後志総合振興局長及び防災関係機関に通報するとともに、関係住民に周知するものとする。

3 災害情報等の収集

(1) 災害が発生し、市対策本部（市対策連絡室を設置した場合も同様）を設置した場合又は本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合においても、災害が発生してから応急措置が完了するまで、所管部局長（本部設置後は各部長。以下同じ。）は、災害現場等の状況を的確に把握し、第2編第5節第4の「災害情報報告書様式」により、総務部（本部設置後は総括部総括班。以下同じ。）に速報するものとする。

(2) 所管部局長は、おおむね災害状況が確定したと認めたときは、第2編第5節の様式3「被害状況報告」（以下「様式3」という。）（道報告様式）により総務部に報告するものとする。

なお、被害状況の判定基準は、第2編第5節の別表1「被害状況判定基準」（以下「別表1」という。）のとおりとする。

4 災害情報及び被害状況報告

市（総括部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、北海道地域防災計画に定める「災害情報等報告取扱要領」により、災害情報及び被害状況報告を後志総合振興局長に報告するものとする。

なお、市長は後志総合振興局長に報告することができない場合は、直接、北海道（総務部危機対策局）、国（総務省消防庁）の順番で報告するものとする。

(1) 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

① 人的被害、住家被害が発生したもの

- ② 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
 - ③ 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われるもの
 - ④ 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で小樽市が軽微であっても後志総合振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
 - ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
 - ⑥ 市対策本部を設置したとき及び解除したとき。
- (2) 報告の種類及び内容
- ① 災害情報
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式2により速やかに報告する。
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。
 - ② 被害状況報告
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。
ア 通報
被害発生後直ちに様式3により件数のみ報告する。
イ 中間報告
被害状況が判明次第、様式3により報告する。なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告する。ただし、報告の時期等について後志総合振興局長から特に指示があった場合はその指示によることとする。
ウ 最終報告
応急措置が完了した後、15日以内に様式3により報告する。
 - ③ その他の報告
災害の報告は、ア及びイによるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。
- (3) 報告の方法
- ① 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話（NTT回線）又は北海道防災情報システム（北海道総合行政情報ネットワーク）等により迅速に行うものとする。
 - ② 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。
- (4) 被害状況判定基準
被害状況の判定基準は、別表1のとおりとする。
- (5) 後志総合振興局・北海道（総務部危機対策局）、国（総務省消防庁）への連絡先・通報手段

① 後志総合振興局（地域創生部危機対策室）

電 話（N T T回線）：0 1 3 6 - 2 3 - 1 3 4 5（ダイヤルイン）

F A X（N T T回線）：0 1 3 6 - 2 2 - 0 9 4 8

北海道総合行政情報ネットワーク：8 5 - 6 - 3 5 0 - 2 1 9 1

（市役所内の内線から送受信可能である。災害対策室の卓上中継台から発信する場合は、上記番号の頭から2番目までの数字85をプッシュする必要がない。）

② 北海道（総務部危機対策局）

ア 昼 間

電 話（N T T回線）：（代表）0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1

内線2 2 - 5 6 8

（直通）0 1 1 - 2 0 4 - 5 0 0 8

F A X（N T T回線）：0 1 1 - 2 3 1 - 4 3 1 4

北海道総合行政ネットワーク：8 5 - 6 - 2 1 0 - 2 2 - 5 6 8

（市役所内の内線から送受信可能である。災害対策室の卓上中継台から発信する場合は、上記番号の頭から2番目までの数字85をプッシュする必要がない。）

イ 夜間・土、日、祝日の昼間（危機対策課に隣接する宿日直室）

電 話（N T T回線）：（代表）0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1

内線2 2 - 5 8 6

（直通）0 1 1 - 2 3 1 - 3 3 9 8

F A X（N T T回線）：（直通）0 1 1 - 2 3 1 - 3 4 0 2

北海道総合行政情報ネットワーク：8 5 - 6 - 2 1 0 - 2 2 - 5 8 6

③ 国（総務省消防庁応急対策室）

電 話（N T T回線）：（平日9:30~17:45） 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7

（上 記 以 外） 0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7

F A X（N T T回線）：（平日9:30~17:45） 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7

（上 記 以 外） 0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3

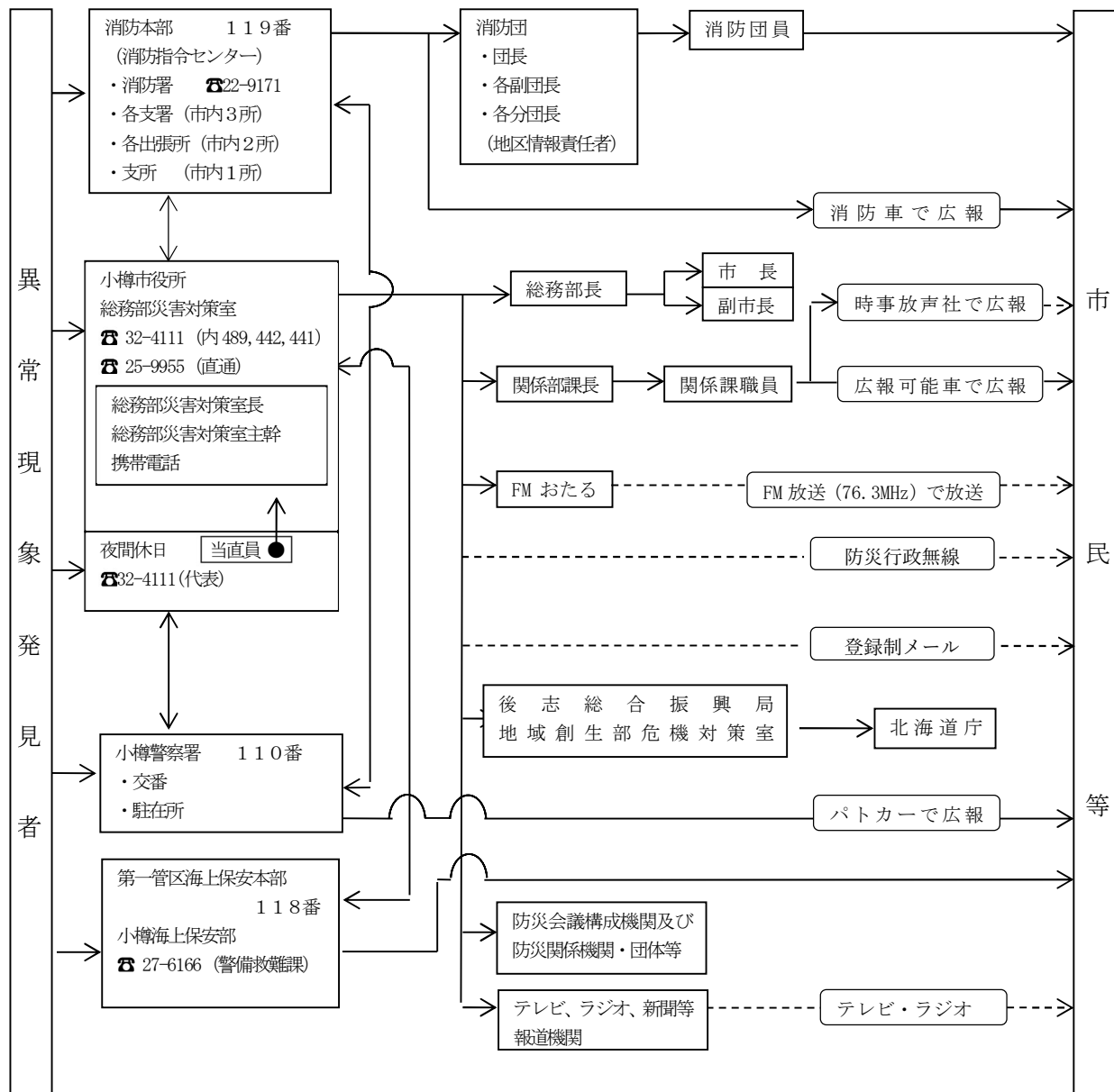
地域衛星通信ネットワーク：（平日9:30~17:45） 6 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 4 3 4 2 1

（上 記 以 外） 6 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 4 9 1 0 1

（F A X）：（平日9:30~17:45） 6 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 4 9 0 3 3

（上 記 以 外） 6 - 0 4 8 - 5 0 0 - 9 0 4 9 0 3 6

別図1 災害情報連絡系統図



第6 避難警戒体制の強化

災害時の住民等の円滑な避難を確保するため、本市における各警戒区域等（土砂災害警戒区域等、津波災害警戒区域、洪水浸水想定区域）や緊急避難場所・指定避難所を記載したハザードマップ等を作成し、あらゆる広報を通じて住民に継続的に周知することで、避難警戒体制の強化を図る必要がある。

また、災害時の市民等の避難に当たっては、災害の種別や規模ごとに開設する避難所やその運営に当たる市職員をあらかじめ設定しておくことで、円滑な避難所運営が図られるよう事前の準備に努めるものとする。

- 1 土砂災害警戒区域等
○市内：518か所（急傾斜：431か所、土石流：74か所、地すべり：13か所）
- 2 津波災害警戒区域
○市内：蘭島～銭函まで 約520ha
- 3 洪水浸水想定区域
○市内2級河川（北海道管理）：
星置川、新川、キライチ川、朝里川、勝納川、塩谷川、餅屋沢川、蘭島川、濁川の浸水区域
- 4 指定緊急避難場所
○小中学校のグラウンドなど 46か所
- 5 指定避難所
○小中学校の校舎など 59か所

第7 感染症対策の推進

近年の感染症まん延の事象を踏まえ、平時から市民等に対して基本的な感染症対策の周知に努めるほか、災害時の対応に当たる市職員等に対する同対策の徹底、避難所での避難者に対し同対策の注意喚起を行うなど、防災対策の推進を図る必要がある。

1 職員等における感染予防方針

ウイルス等に感染した予兆がある場合は、職員の感染を事前に予防するため、その対策の基本的な知識を各職員及びその家族に周知するとともに、感染が拡大しないよう下記の対策を徹底する。

2 感染予防対策例

- ① 手指消毒、手洗いの徹底
- ② 人混みでのマスクの着用、咳エチケットの徹底
- ③ 定期的な換気の徹底
- ④ 毎朝の検温の実施、発熱・体調不良時の出勤自粛

3 職員等が発症（疑いを含む。）した場合の措置

職員等が発症した場合（疑いを含む。）は、それぞれの機関の通知等で対応するが、災害時において新型インフルエンザ等感染症等の発生等公表期間時は、災害対応と健康危機対処の両方の観点から市対策本部（市対策連絡室）の方針に従い対応をする。

第8 防災教育・防災訓練計画

市及び防災関係機関は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、本計画の定めるところにより、協力して防災訓練を実施することで、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。また、市職員を中心とした防災教育を推進することで、災害対応力の向上を図るものとする。

1 防災訓練実施機関

防災訓練は、市及び防災会議構成機関が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は協力して実施するものとする。

2 防災訓練等の種目

防災訓練等は、次に掲げる種目とする。

(1) 市対策本部訓練

ア 災害情報及び被害情報（以下「災害情報等」という。）収集訓練

イ 本部訓練

(2) 実動訓練

ア 機能別訓練

避難所開設・運営訓練、住民等避難訓練など

イ 災害等態様別訓練

水防訓練、消防訓練など

(3) 総合（防災）訓練

本部等訓練と実動訓練を連携させ、災害等発生時における住民等と市職員及び関係機関等の連携、並びに本部等における状況把握等を訓練することにより、市全体としての災害対応力の向上を図る。

(4) その他の災害等に関する訓練

3 北海道防災会議が行う訓練

北海道防災会議が立案した計画に基づき参加するものとする。

4 市防災会議が行う訓練

市及び防災会議構成機関は、防災関係機関及び市民などの協力を得ながら、風水害や震災など各種災害の具体的な被害想定に基づく総合（防災）訓練を、年1回以上実施するものとする。

5 防災会議構成機関等が行う防災教育・訓練への参加、又は協力

市及び防災会議構成機関は、防災会議構成機関の長、公共的団体の長及び防災上重要な施設の管理者等が実施する防災教育・訓練に参加、又は必要な協力を実施するものとする。

6 市職員等に対する防災教育

市は、職員に対し、平素から地域防災計画記載の各々の役割を理解してもらうとともに、防災訓練等を通じ、状況に応じた判断力・実行力を養うことで災害対応能力の向上を図る。

- (1) 教育の実施主体
 - ア 防災対策全般に係るものは、総務部災害対策室が中心となって実施する。
 - イ 市対策本部の各部所管部分は、それぞれの所管部が実施することを基本とする。
- (2) 教育内容
 - ア 災害の概要に関すること。
 - イ 本計画の全般及び各部の業務に関すること。
 - ウ 各職員が果たすべき役割に関すること。
- (3) 実施時期

職員教育や各種研修等の場を活用し、効率的・効果的な教育を毎年、継続して実施する。

第9 市地域防災計画・市業務継続計画の継続的な見直し

市地域防災計画は、本市防災会議として基本的に毎年改善を図るものとするが、防災・減災に関する最新の知見は、気象状況や災害リスクの変動により国や北海道においても常に見直しが行われているため、状況の変化に応じて柔軟に見直しを進める必要がある。

市業務継続計画は、本計画を基本として市自らが被災した場合を前提とし、災害対応業務及び優先通常業務を特定し、限られた資源を活用して災害時に迅速かつ的確に業務を遂行するための方策等をまとめたものである。

最新の方策等を考えるに当たっては、実務的に実災害での教訓・検証や防災訓練等で抽出された問題点等を踏まえて、継続的に見直しを行っていく必要があるが、非常用電源の充実、システムの堅牢化、人員配置や運用の更新など、対策の実施状況によって前提条件が変化していくので、これを踏まえた改善も必要となるものである。

そのため、これら計画は、基本的に毎年度、見直しを行うとともに、関係機関や市民等とも適宜、意見交換を行い、更に検証を進めていくことで、より実効性の高いものとする。

さらに、業務継続マネジメント体制により、防災対策の立案（計画(Plan)）、対策の実施（実行(Do)）、対策効果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Act)）から構成されるPDCAサイクルを構築し、それを着実に推進していくこととする。

そのサイクルの中では、計画を実際に実行する職員が自ら取り組むべき行動を理解した上で、平時から業務継続に対する意識の向上に努めることが重要であるため、このPDCAサイクルに基づき、本計画は、基本的に毎年度、見直し・改善を行うものとする。

また、市地域防災計画を始めとする関連計画などとの整合性の観点から必ず内容の整合を確認し、双方において必要な修正を行うものとする。

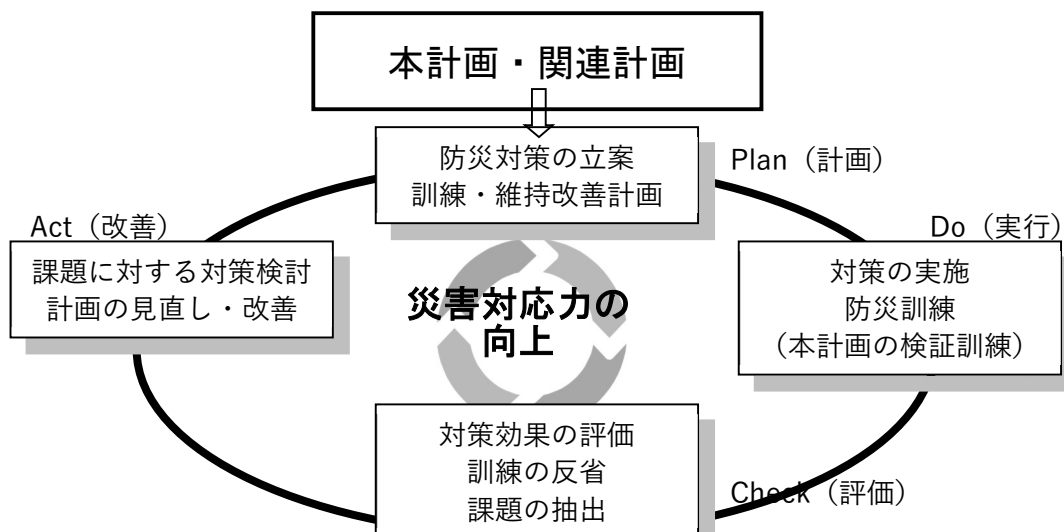


図8-2-1 PDCAサイクルに基づく運用

○本計画等の見直しに伴う会議の基本的な進め方

1 災害対策関連マネジメント庁内連絡調整会議（市課長級）

日程） 1 1 月頃 議題例） 防災会議の議題、業務継続計画に関連する事項



2 小樽市防災会議事務担当者会議（市及び防災関係機関）

日程） 1 1 月頃 議題例） 市地域防災計画案、市総合防災訓練案



3 災害対策関連マネジメント庁内連絡調整会議（市部長級）

日程） 1 月頃 議題例） 防災会議の議題、業務継続計画に関連する事項



4 小樽市防災会議（市及び防災関係機関）

日程） 2 月頃 議題例） 市地域防災計画案、市総合防災訓練案

第10 その他計画との整合や社会の変化に伴う対応（新）

本計画は、本編第1節第2 計画の位置付けの記載のほか、市総合計画や市各部局で策定している各種の計画においても災害対策に関する記載があることから、これらの計画との整合に適宜注意をするよう努める必要がある。

また、近年のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や脱炭素社会の実現などの社会の変化に伴う対応を踏まえ、効率的・効果的な災害対策を行うため、AI技術やクラウドシステム、SNSなどを活用した災害対応業務の推進に努めるものとする。

第7節 共通的な補足資料**第1 小樽市防災会議条例関連**

1 小樽市防災会議条例

制定 昭和37年12月25日条例第32号

改正 平成24年7月3日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、小樽市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長がかけたとき、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。）の職員
 - (2) 北海道知事の補助機関である職員
 - (3) 小樽警察署長
 - (4) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。）の職員
 - (5) 市長の補助機関である職員（第7号及び第8号に掲げる者を除く。）
 - (6) 市の教育長
 - (7) 市の消防長
 - (8) 市の消防団長
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。

(専門委員)

第4条 第2条の事務について、専門の事項を調査させるため、防災会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、国の地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭47. 3. 31条例4）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（平12. 3. 27条例65）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平24. 7. 3条例30）

この条例は、平成24年7月3日から施行する。

2 小樽市防災会議運営等規程

制 定 昭和38年6月24日防災規程第1号

最近改正 平成29年12月26日防災規程第1号

（目的）

第1条 この規程は、小樽市防災会議条例（昭和37年条例第32号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、小樽市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務代理者）

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

（会議の招集）

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して、防災会議の招集を求めることができる。

（代理出席等）

第4条 委員は、事故その他のやむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。この場合において、当該代理者は、委員とみなす。

2 委員は、防災会議に出席できないときは、防災会議の開会時刻前に、会長にその旨を届け出なければならない。

（会議）

第5条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

（庶務）

第6条 防災会議の庶務は、小樽市総務部災害対策室において行う。

（公表等の方法）

第7条 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、小樽市公告式条例（昭和25年条例第41号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和38年6月24日から施行する。

附 則（平成19. 8.10防災規程1）

この規程は、平成19年8月10日から施行する。

附 則（平成29.12.26防災規程1）

この規程は、平成29年12月26日から施行する。

3 小樽市防災会議情報連絡部設置要綱

制 定 昭和47年9月1日
最近改正 平成29年12月26日

(目的)

第1条 災害時の応急対策を関係機関相互間の緊密な連絡の下に、的確かつ迅速に行なうため、小樽市防災会議（以下「防災会議」という。）に防災会議情報連絡部（以下「連絡部」という。）を置く。

(業務)

第2条 連絡部は、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 災害についての情報の収集
- (2) 関係機関相互間の情報の交換及び連絡

(組織)

第3条 連絡部の部長は、防災会議の庶務を担当する小樽市総務部災害対策室主幹をもってあてる。

2 連絡部の部員は、防災会議を構成する機関の職員の中から当該機関の長が指名する職員をもってあてる。

(連絡部の招集)

第4条 連絡部は、防災会議会長が必要と認めた場合期間を定めて招集するものとする。

2 部員は、前項の期間中、小樽市役所内連絡部に勤務するものとする。

(防災会議会長への委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡部の活動について必要な事項は、防災会議会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年 9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月26日から施行する。

第2 小樽市防災会議委員名簿（令和7年8月1日現在）

役名	機関職名	所在
会長	小樽市長	花園2-12-1
会長代理委員	小樽市副市長	花園2-12-1
委員	北海道開発局小樽開発建設部長	潮見台1-15-5
〃	北海道運輸局札幌運輸支局長	札幌市東区北28条東1丁目
〃	小樽海上保安部長	港町5-2
〃	北海道財務局小樽出張所長	港町5-2
〃	北海道農政事務所札幌地域拠点総括農政推進官	札幌市中央区南22条西6丁目2-22
〃	小樽労働基準監督署長	港町5-2
〃	後志総合振興局副局長（小樽建設管理部担当）	奥沢1-21-1
〃	札幌方面小樽警察署長	富岡1-7-1
〃	日本郵便(株)小樽郵便局長	色内1-8-1
〃	北海道旅客鉄道(株)小樽駅長	稲穂2-22-15
〃	N T T 東日本(株)北海道事業部設備部長	札幌市中央区北1条西4丁目
〃	日本赤十字社小樽市地区小樽地区 水上安全法赤十字奉仕団理事長	築港11-1
〃	N H K 札幌放送局報道専任部長	札幌市中央区北1条西9丁目1-5
〃	北海道電力ネットワーク(株)執行役員小樽支店長	富岡1-9-1
〃	北海道ガス(株)小樽支店長	入船4-33-1
〃	(一社)小樽市医師会会長	築港11-1
〃	小樽市総務部長	花園2-12-1
〃	小樽市保健所長	築港11-1
〃	小樽市福祉保険部保険年金課長	花園2-12-1
〃	小樽市教育長	緑3-4-1
〃	小樽市消防長	花園2-12-1
〃	小樽市消防団長	花園2-12-1
〃	(株)エフエム小樽放送局エグゼクティブプロデューサー	入船4-9-1
〃	(公社)北海道看護協会小樽支部副支部長	入船2-2-18
〃	小樽市女性防火クラブ連絡協議会会長	花園2-12-1
〃	小樽市総連合町会会長	築港11-1
〃	小樽市社会福祉協議会会長	築港11-1
〃	陸上自衛隊第11特科隊長	札幌市南区真駒内17
〃	公募	

第3 小樽市災害対策本部条例

制 定 昭和37年12月25日条例第30号

最近改正 令和3年3月19日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小樽市災害対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、本部について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平8. 3. 25条例7）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令3. 3. 19条例2）

この条例は、公布の日から施行する。

第4 気象予報及び警報などの発表基準

1 気象等注意報・警報の種類及び発表基準（札幌管区気象台発表）

(1) 気象等注意報（小樽市）

（令和7年5月29日現在）

注意報名	指 標	発表基準（基準値はいずれも予想値）
強 風	平均風速	陸上13m/s以上 海上15m/s以上
風 雪	平均風速	陸上11m/s以上 海上15m/s以上 雪による視程障害を伴う
波 浪	有義波高	3m以上（有義波高:ある地点を連続して通過する波のうち高い方から順に1/3の個数までの波について平均した波高）
高 潮	潮位	0.7m以上
大 雨	表面雨量指数基準※1	7以上
	土壌雨量指数基準※2	78以上
洪 水	流域雨量指数基準※3	銭函川=6.4、朝里川=9.7、勝納川=8.0、於古発川=5.8 桃内川=5.9、蘭島川=4.6、塩谷川=6.5、星置川=6.9
		勝納川=(5、6.4)、於古発川=(5、5) (複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせ)
	複合基準※4	
	指定河川洪水予報による基準	札幌市新川水系 新川 [天狗橋]
大 雪	降雪の深さ	30cm以上（12時間降雪の深さ）
雷		落雷等により被害が予想される場合
乾 燥		最小湿度30%以下 実効湿度60%以下
濃 霧	視程	陸上200m以下 海上500m以下
霜	最低気温	最低気温3℃以下
なだれ		①24時間降雪の深さ30cm以上
		②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低 温	平均気温	平年より5℃以上低い日が2日以上継続（5月～10月）
	最低気温	平年より8℃以上低い（11月～4月）
着 氷	(船体着氷)	水温4℃以下・気温-5℃以下で風速8m/s以上
着 雪		気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融 雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		80mm以上

※1 降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

※2 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを数値化したもの

※3 降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、更に河川に沿って流れ下る量を数値化したもの

※4 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表したもの

(2) 気象等警報（小樽市）

（令和7年5月29日現在）

警 報 名		指 標	発表基準（基準値はいずれも予想値）
暴 風		平均風速	陸上18m/s以上 海上25m/s以上
暴風雪		平均風速	陸上16m/s以上 海上25m/s以上 雪による視程障害を伴う
波 浪		有義波高	6m以上
高 潮		潮位	1.4m以上
大 雨	浸水害	表面雨量指数	1.1以上
	土砂災害	土壌雨量指数	12.9以上
洪 水	流域雨量指数		銭函川=8、朝里川=12.2、勝納川=10.1 於古発川=7.3、桃内川=7.4、蘭島川=5.8 塩谷川=8.2、星置川=8.7
	複合基準 ^{※4}		勝納川=(5、9.2)
	指定河川洪水 予報による基準		札幌市新川水系 新川 [天狗橋]
大 雪		降雪の深さ	50cm以上(現地の12時間降雪の深さ)

(注) 注意報及び警報の発表基準の数値は、北海道における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

(3) 特別警報

警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表される。（暴風特別警報・暴風雪特別警報・波浪特別警報・高潮特別警報・大雨特別警報・大雪特別警報）

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年の一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

2 洪水予報河川及び水位周知河川に係る水位情報及び水防警報発表基準（北海道小樽建設管理部）

水系	河川	基準水位観測所	区 間
新川	新川	天狗橋 (札幌市西区発寒18条1丁目地先)	自 札幌市西区発寒18条1丁目地先 至 海
星置川	星置川	星置川 (札幌市手稲区星置1条9丁目地先)	自 小樽市銭函3丁目240番3地先の星置橋下流端 至 小樽市銭函3丁目511番1の宮下橋上流端

河川名	水 位					
	水防団待機 水位	—	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
	—	水防警報 (待機)	水防警報 (準備)	水防警報 (出動)	水防警報 (指示)	—
新川	3.62m	4.46m	5.29m	6.27m	7.32m	7.32m
星置川	5.88m	6.09m	6.29m	6.46m	6.75m	7.17m

3 地震動警報等

(1) 地震動警報等の種類及び内容

警報・予報の種類	発表名称	内 容 等
地震動特別警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上又は最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想されたときに（※）、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。このうち、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの

地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上 若しくは長周期地震動1以上等と推定されたときに発表するもの
-------	------------	--

(※) 2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想。なお、予報業務許可事業者が緊急地震速報を発表するに当たっては、気象庁が行う緊急地震速報（警報）と区別するため、提供する緊急地震速報が地震動の予報であること。

(2) 地震に関する情報の種類及び内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生から約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。)	「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等* ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生からおおむね30分以内に発表* 日本や国外への津波の影響についても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を

	ど	観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、250m四方の格子ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）

4 津波警報等

(1) 津波警報等の種類・発表基準・発表される津波の高さ

ア 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		10m (5m<予想高さ≦10m)		
		5m (3m<予想高さ≦5m)		
		3m		
		(1m<予想高さ≦3m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注) 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震^{*1}については約2分）を目標に、大津

波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。津波警報・注意報を発表する場合には、津波予報区ごとに予想される津波の最大波の高さと、その予報区内で最も早い津波の第一波の到達予想時刻も含めて発表します。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

イ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(2) 津波に関する情報の種類と内容

津波情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [*] や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。なお、2016年11月現

	在、北海道の日本海には、沖合で津波を観測する施設はありません。
--	---------------------------------

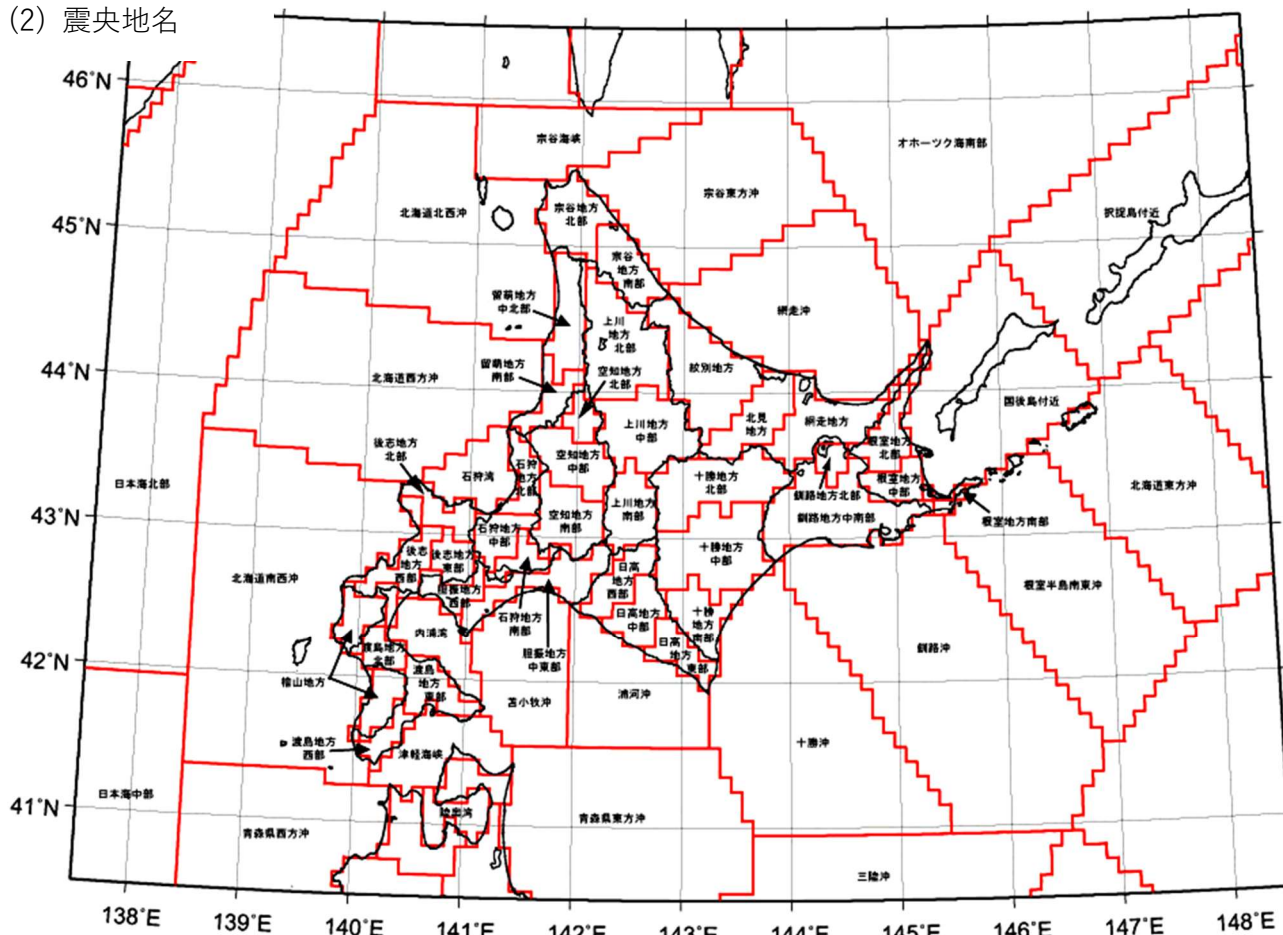
5 地震、津波に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 震度情報や緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
北海道	北海道道央	石狩地方北部	石狩市、当別町、新篠津村
		石狩地方中部	札幌市（中央区・北区・東区・白石区・豊平区・南区・西区・厚別区・手稲区・清田区）、江別市
		石狩地方南部	千歳市、恵庭市、北広島市
		後志地方北部	小樽市、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
		後志地方東部	ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町
		後志地方西部	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村
		空知地方北部	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
		空知地方中部	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
		空知地方南部	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町
	北海道道南	渡島地方北部	八雲町、長万部町
		渡島地方東部	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、渡島森町
		渡島地方西部	渡島松前町、福島町、知内町、木古内町
		檜山地方	檜山江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町
		北海道奥尻島	奥尻町
		胆振地方西部	胆振伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町
		胆振地方中東部	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
		日高地方西部	日高町、平取町
		日高地方中部	新冠町、新ひだか町
		日高地方東部	浦河町、様似町、えりも町
	北海道道北	上川地方北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、上川中川町、幌加内町
		上川地方中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川地方上川町、東川町、美瑛町
		上川地方南部	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
		留萌地方中北部	苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
		留萌地方南部	留萌市、増毛町、小平町
		宗谷地方北部	稚内市、猿払村、豊富町、幌延町
		宗谷地方南部	浜頓別町、中頓別町、宗谷枝幸町
		北海道利尻礼文	礼文町]、利尻町、利尻富士町

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区 の名称	緊急地震速報や 震度速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
北海道	北海道道東	網走地方	網走市、美幌町、津別町、大空町、斜里町、清里町、小清水町
		北見地方	北見市、訓子府町、置戸町、佐呂間町
		紋別地方	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
		十勝地方北部	上士幌町、鹿追町、新得町、足寄町、陸別町
		十勝地方中部	帯広市、音更町、士幌町、十勝清水町、芽室町、幕別町、十勝池田町、豊頃町、本別町、浦幌町
		十勝地方南部	中札内村、更別村、十勝大樹町、広尾町
		釧路地方北部	弟子屈町
		釧路地方中南部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町
		根室地方北部	中標津町、標津町、羅臼町
		根室地方中部	別海町
		根室地方南部	根室市

(2) 震央地名



(3) 津波予報区



津波予報区	区域
オホーツク海沿岸	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東に限る。)及びオホーツク総合振興局の管内
北海道太平洋沿岸東部	北海道のうち根室振興局及び釧路総合振興局の管内 (※北海道太平洋沿岸東部には、色丹郡、国後郡、択捉郡、紗那郡及び檜取郡を含む。)
北海道太平洋沿岸中部	北海道のうち十勝総合振興局及び日高振興局の管内
北海道太平洋沿岸西部	北海道のうち胆振総合振興局及び渡島総合振興局(白神岬南端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸北部	北海道のうち宗谷総合振興局(宗谷岬北端以東を除く。)、留萌振興局、石狩振興局及び後志総合振興局(積丹岬北端以東に限る。)の管内
北海道日本海沿岸南部	北海道のうち後志総合振興局(積丹岬北端以東を除く。)、檜山振興局及び渡島総合振興局(白神岬南端以東を除く。)の管内

第5 指定避難所等の指定及び諸元一覧

1 指定緊急避難場所（収容可能人員 一人当たり2㎡で算出）

(1) 指定緊急避難場所として指定する場所

主に学校のグラウンドや公園を対象として指定する。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

災害対策基本法第49条の4第1項、災害対策基本法施行令第20条の3第1～3号に基づく、指定緊急避難場所の指定基準を以下のとおりとする。

災害の種類	指定基準
地震	1 門扉等の開錠が不要、若しくは緊急時に市職員、管理者等による入口の門扉等の開錠が可能なグラウンド等のスペースであること。 2 当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物等の物がないこと。
津波	1 標高5mを越える場所にあること。 2 標高5m以下の場所にあるときは、2階以上に避難できるスペースがあること。
大規模な火事	1 門扉等の開錠が不要、若しくは緊急時に市職員、管理者等による入口の門扉等の開錠が可能な公園等のスペースであること。

2 指定避難所（収容可能人員 一人当たり4㎡で算出）

(1) 指定避難所として指定する施設

学校や公共施設等を対象として指定する。

(2) 指定避難所の指定基準

災害対策基本法第49条の7、災害対策基本法施行令第20条の6に基づく、指定避難所の指定基準を以下のとおりとする。

- ① 避難のための立ち退きを行った居住者等又は被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④ 避難所入所者だけでなく、在宅での避難生活者に対しても、必要な支援を講じる際の拠点となることを踏まえて、車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

「災害による影響が比較的少ない場所」とは、以下の条件の場所をいう。

災害の種類	立地条件
土砂	1 指定避難所までの経路が土砂災害警戒区域等（以下「危険区域」という。）内がないこと。 2 危険区域外にあること。
地震	施設管理者が小樽市以外の施設は、新耐震基準による耐震性が確保されていること。
津波	標高5mを越える場所にあること。
洪水※	想定浸水域外にあること。

※洪水は、水位周知河川「星置川」を対象とする。

№	施設名 所在地	電話 FAX	指定避難所		指定緊急避難場所				備蓄食料						主な防災用品																								
			収容 可能 人員	感染症 発生 想定 した 人数 (4名)	最大 収容 可能 人数	洪水	土砂	地震	津波	大規模 火災	収容 可能 人員 (2名)	標高	クラッカー	パン	アルファ 米	レトルト 米	毛布	シート	ストローブ	(非常用 セット 含む)	救急箱	防災セット	四仕切り	段ボール ベッド	防災 (MCA) スタール 無線	移動式 発電機	LED 投光器	コトドリル	赤外線 ヒーター	電気 ポット	感染症 対策 備蓄 品	その他							
21	小樽水産高等学校 若竹町9-1	23-0670 23-4553	93	334	329	○	○	○	○	—	28	140	150	50	25	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
22	望洋台小学校 望洋台1-8-25	52-2007 52-2017	234	1,116	6,000	○	○	○	○	—	110	490	150	90	27	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
23	望洋台中学校 望洋台3-6-1	52-1577 52-2281	219	857	8,492	○	○	○	○	—	158	210	200	50	37	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
24	朝里小学校 新光2-6-1	54-6414-5 54-6423	332	1,373	3,362	○	○	○	○	—	35	630	250	50	31	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
25	桜町中学校 桜1-29-1	54-6505 54-6553	188	1,058	3,306	○	○	○	○	—	97	350	200	50	26	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
26	東小樽会館 桜1-4-16	54-4594	17	53	—	—	—	—	—	—	31	—	144	150	11	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
27	緑園小学校 尾麻町5-2	62-2004 62-2022	209	854	4,583	○	○	○	○	—	34	420	150	60	28	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
28	緑園中学校 尾麻町2-12	62-2853 62-2870	265	1,102	5,409	○	○	○	○	—	50	280	150	60	50	25	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
29	桂園小学校 桂園町23-1	62-2176 62-2199	181	873	6,000	○	○	○	○	—	132	140	150	50	24	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
30	北海道高等学校 緑園1-5-1	62-2624 62-2663	92	327	6,200	○	○	○	○	—	37	140	200	50	26	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
31	忍路中学校旧校舎 蘭島1-28-1	なし なし	85	573	6,347	○	○	○	○	—	19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32	坂谷サービスマンター 坂谷1-18-7	26-1500 26-4197	12	20	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
33	北リベシ広域クリンセンター 橋内2-111-2	28-3753 28-2177	20	68	—	—	—	—	—	—	127	—	72	100	8	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
34	長瀬小学校 長瀬4-5-1	22-3427 22-3415	275	1,094	1,670	○	○	○	○	—	48	420	300	50	22	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
35	赤岩保育所 赤岩2-21-1	22-9536 同上	18	100	—	—	—	—	—	—	75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
36	宇宮保育所 橋内2-23	23-1810 同上	12	20	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
37	北陵中学校 清水町5-1	24-5500 24-5501	200	891	8,789	○	○	○	○	—	45	490	200	60	100	43	2	10	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38	青園中学校 花園5-4-2	23-9272 23-9271	298	1,127	2,763	○	○	○	○	—	50	350	150	30	50	31	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
39	旧柳小学校 東雲町9-12	23-8224 23-8225	186	485	2,500	○	○	○	○	—	32	140	100	50	10	1	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
40	公会堂 花園5-2-1	22-2796 なし	66	200	—	—	—	—	—	—	61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

指定緊急避難場所凡例 ○：基準を満たしている場所 —：対象外

No	施設名 所在地	指定避難所		指定緊急避難場所				備蓄食料				主な防災用品																						
		電話 FAX	収容 可能 人員 感染症対 策を考慮 した人数 (4m)	最大収容 可能人数	洪水	土砂	地震	津波	大規模火災	収容 可能 人員 (2m)	標高	クラッカー	パン	アルファ米	レトルト米	毛布	シート	ストーブ	備蓄品 (非常用セット含む) 簡易トイレ	救急箱	防災セット	間仕切り	段ボールベッド	(MCAデジタル無線)	防災 移動式発電機	LED投光器	コードリール 50m	30m	赤外線ヒーター	電気ポット	感染症対策備蓄品	その他		
61	北海道職業能力開発大学校 銭函3-190	62-3553 62-2154	84	242	/	/	/	/	/	3			144	100		60	21	1	5	1	1			1							1			
62	旧祝津小学校 祝津3-64									18																								
63	丰宮公園 丰宮2丁目									81																								
64	小樽公園 花園5丁目									79																								
65	銭函公園 銭函2-24									16																								
66	しらゆり公園 銭函2-28									6																								
合計			9,272	38,871	箇所数	19	36	41	19	2	220,101		10,990	2,016	8,100	1,020	3,360	2,102	67,335	60	54,250	40	60	34,106	34	68	34	34	34	61				

指定緊急避難場所凡例 ○:基準を満たしている場所 ー:対象外

※指定避難所以外(旧天神小学校等)で防災用品を備蓄中

第6 市における災害協定の一覧

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
1				○					災害時の医療活動に関する協定	社団法人小樽市医師会	救護隊の派遣
2	○								北海道広域消防相互応援協定	道内市町及び消防の一部事務組合	応援隊の派遣
3	○								後志管内災害発生時応援協力覚書	<ul style="list-style-type: none"> ■北後志消防組合消防本部 ■羊蹄山ろく消防組合消防本部 ■岩内寿都地方消防組合消防本部 	応援隊の派遣
4							○		北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	ヘリコプターによる応援
5									<協定終了>		
6					○				緊急放送に関する協定	(株)エフエム小樽放送局	緊急放送の協力
7				○					災害時の歯科医療活動に関する協定	社団法人小樽市歯科医師会	救護班の派遣
8	○	○	○	○		○	○		災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■北海道 ■北海道市長会 ■北海道町村会 	物資、資機材の提供・あっせん等
9 15		○	○						災害時衛生材料等物資供給の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■(株)スズケン 小樽支店 ■東邦薬品(株) 札幌営業所 ■(株)ほくやく 小樽支店 ■(株)モロオ 小樽営業所 ■(株)ムトウ SPD センター 	一般薬品、衛生材料の供給および運搬
16			○		○				災害発生時における小樽市と小樽市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)小樽郵便局	郵便局のネットワークを活用した広報活動等
17					○				北海道総合行政ネットワークの管理運営に関する協定	北海道	ネットワークの設置運営
18									<協定終了>		
19						○			災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定	朝里川温泉組合	避難場所、入浴の提供等
20						○			災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定	(株)ウィンケル	避難場所、入浴の提供等
21						○			災害時における小樽市と朝里川温泉地区宿泊施設等の協力に関する協定	(株)小樽観光企画	避難場所、入浴の提供等

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協力内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
22	○	○	○						災害時における霊柩自動車輸送に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	遺体の搬送及び搬送に必要な資機材の提供
23		○	○						災害時における機器の調達に関する協定	(株)カナモト	仮設ハウス等の資機材の貸与
24								○	防災情報の共有にかかる協定	北海道開発局	開発局のシステムを活用した防災情報の共有
25									<協定終了>		期間満了のため、71 大塚ウェルネスベンディングへ移行
26		○							<協定終了>		
27		○							災害時における応急生活物資の供給等に関する相互協定	イオン北海道(株)	保有商品の供給協力
28		○			○				災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	災対本部設置時等の緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供及び自動販売機電光掲示板による情報提供
29	○	○	○					○	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	土木施設等の被害状況の把握及び二次災害の防止に関する応急措置の準備
30		○						○	災害等の発生時における小樽市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	応急措置及び復旧工事、LPガス供給停止が長期に及ぶ場合の簡易コンロの手配等
31	○	○							小樽市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定	小樽建設事業協会	災害応急対策にかかる業務等
32	○	○							道央圏港湾連携による災害時の相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 港湾管理者（室蘭港、苫小牧港、石狩湾新港、白老港） ■ 北海道開発局 	港湾施設の被害状況の把握、港湾機能の復旧等
33								○	泊発電所周辺の安全確認等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 北海道 ■ 北海道電力(株) ■ 島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村 	環境放射線の測定、立入調査への同行、損害補償等
34	○	○				○			小樽市、半田市、日南市災害時相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 愛知県半田市 ■ 宮崎県日南市 	食料・生活必需品の提供、職員派遣等
35								○	災害時等における応急対策業務に関する協定	小樽地方電気工事協同組合	災害応急対策業務への協力等

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協力内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
36		○	○						道内卸売市場による災害時相互応援協定	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌市中央卸売市場、曲ノ高橋水産(株)、丸水札幌中央水産(株)、札幌みらい中央青果(株) ■室蘭市公設地方卸売市場、丸果室蘭青果(株)、(株)室蘭魚市場 ■苫小牧市公設地方卸売市場、マルトマ苫小牧卸売(株)、丸一苫小牧中央青果(株) ■函館市水産物地方卸売市場、函館市青果物地方卸売市場、函館魚市場(株)、東一函館青果(株)、丸果函館合同青果(株) ■旭一旭川地方卸売市場、(株)キョクイチホールディングス、丸果旭川地方卸売市場、丸果旭川青果卸売市場(株)、一印旭川地方卸売市場、(株)一印旭川魚卸売市場 ■北見地方卸売市場、(株)マルキタ ■帯広地方卸売市場、帯広地方卸売市場(株) ■釧路市公設地方卸売市場、丸中釧路中央青果(株)、釧路市漁業協同組合新富士水産物地方卸売市場、釧路市漁協、釧路水産物地方卸売市場 ■小樽機船漁協、小樽市漁協、 ■倶知安町地方卸売市場、(株)倶知安魚菜卸売市場 ■千歳市公設地方卸売市場 ■夕張市公設地方卸売市場、夕張友西市場(株) ■公設道央地方卸売市場、(株)岩三 ■富良野地方卸売市場、富良野市地方卸売市場 ■稚内市地方卸売市場、稚内機船漁協、稚内漁業協同組合地方卸売市場、稚内漁協 ■余市合同青果物地方卸売市場、余市産業(株) ■寿都町漁業協同組合地方卸売市場、寿都町漁協三 ■静内地方卸売市場、(株)丸静魚菜卸売市場 ■丸高青果浦河地方卸売市場、(株)社丸静魚菜卸売市場 ■砂川地方卸売市場、(株)砂川地方卸売市場 ■滝川地方卸売市場、滝川地方卸売市場(株) ■中標津町地方卸売市場、中標津地方魚菜(株) ■湧別漁業協同組合地方卸売市場、湧別漁協 ■斜里地方卸売市場、(株)丸市斜里魚菜卸売市場 	被災地域住民に供給する生鮮食料品の運搬、提供
37								○	大規模災害における炊き出し等に関する協定 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	小樽市学校給食センターにおける調理従事者による炊き出し	

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
38						○			福祉避難所の開設等に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ■(社福)ノマド福祉会 ■(社福)小樽育成院 ■(社福)北海道宏栄社 ■(社福)小樽四ツ葉学園 ■(社福)後志報恩会 ■(社福)志成会 ■(社福)札幌緑花会 ■(社福)小樽北勉会 	介護福祉施設等における福祉避難所開設協力
39							○		札幌圏震災等廃棄物処理に係る相互支援協定	<ul style="list-style-type: none"> ■札幌市 ■江別市 ■北広島市 ■石狩市 ■恵庭市 ■岩見沢市 ■新篠津村 ■南空知公衆衛生組合 <ul style="list-style-type: none"> ■千歳市 ■当別町 ■南幌町 ■長沼町 ■由仁町 	大規模災害等による大量廃棄物発生時の支援等
40	○		○		○	○			災害時の応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■北海道財務局 ■北海道 ■北海道市長会 ■北海道町村会 	避難所運営補助、り災証明書関係事務等の災害応急対策に関する事務及び作業
41			○						緊急時における輸送業務に関する協定	札幌地区トラック協会 小樽支部	物資輸送業務
42	○								大規模災害時等の連携に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■陸上自衛隊第11旅団第11特科隊 ■積丹町 ■仁木町 ■赤井川村 <ul style="list-style-type: none"> ■古平町 ■余市町 	情報連絡体制の充実、連絡幹部の派遣、活動拠点の提供
43	○	○				○			原子力災害時等における広域避難に関する協定書	古平町	原子力災害時等の広域避難における一時滞在場所や必要資機材の提供
44							○		小樽市水道局と札幌市水道局の連携協力に関する基本協定について	札幌市	緊急時連絡管の整備その他の災害時の相互応援
45		○	○				○		災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	小樽地方石油業協同組合	保有する石油類燃料の優先給油及び給油所における帰宅困難者への支援
46		○	○		○				災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	保有又は調達可能な物資の供給及び運搬
47		○	○						大規模火災時における消火用水の搬送協力に関する協定	小樽地区生コンクリート協同組合	大規模火災時における消火用水の搬送及び消防隊への供給

No.	協定区分							協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧			
48				○				災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	公益社団法人北海道柔道整復師会小樽ブロック	災害時における救護所での被災者に対する施術及び応急手当
49	○	○	○					災害時における消防活動の協力に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ■小樽建設協会 ■小樽市消防本部 ■羊蹄山ろく消防組合消防本部 ■北後志消防組合消防本部 ■岩内・寿都地方消防組合消防本部 	災害時における消防活動の協力
50							○	災害時における公衆浴場等の協力に関する協定	小樽公衆浴場商業協同組合	災害時における風呂の提供、生活用水の提供
51		○						小樽市と東洋水産(株)北海道事業部とのパートナーシップ協定	東洋水産(株)北海道事業部	災害時における食料の供給
52	○						○	災害時における防疫活動業務の協力に関する協定	(株)北日本消毒	災害時における家屋等の消毒、そ族・昆虫等の駆除を行う消毒班の派遣
53							○	小樽海上保安部と小樽市消防本部の船舶消火等に関する業務協定	<ul style="list-style-type: none"> ■小樽海上保安部 ■小樽市消防本部 	船舶火災等に関する消火活動等の連携・協力
54							○	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社福) 小樽市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営
55	○	○	○				○	災害時及び防災活動の協力に関する協定	一社) 小樽青年会議所	災害時における被災状況、ニーズ把握、物資の調達・仕分け・輸送等の支援
56		○	○					災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定	(株)トヨタレンタリース札幌	災害時における電源自動車の優先貸借
57		○						小樽市と一正蒲鉾株式会社とのパートナーシップ協定	一正蒲鉾(株)	災害時における食料の供給
58		○				○		災害時等の施設使用等の協力に関する協定	だるま食品(株)	災害時における避難所としての施設利用、飲料水・生活用水の提供、携帯電話等の充電対応

No.	協定区分								協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧	その他			
59		○	○						災害時におけるレンタル車両の優先貸借に関する協定	(株)トヨタレンタリース新札幌	災害時における電源自動車の優先貸借
60		○	○						災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	(株)セコマ	災害時における飲食料、物資の供給・配送
61					○				災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	Yahoo!防災アプリによる災害時の避難所開設、避難指示等の緊急情報の周知 ・災害時、アクセス負荷軽減のための市HPのキャッシュサイトを掲載
62	○	○	○						災害時における物資調達に関する協定書	■合同容器(株) ■Jパックス(株)	災害時における段ボールベッド、段ボール間仕切り等の供給
63		○	○						災害時応急用段ボールの供給に関する協定	(株)トーモク札幌工場	災害時における段ボールベッド、段ボール間仕切り等の供給
64		○							小樽市と株式会社ニトリホールディングスとの包括連携協定	(株)ニトリホールディングス	災害時における店舗販売品の供給
65	○		○						小樽市とヤマト運輸株式会社との包括連携協定	ヤマト運輸(株)	災害時における物資輸送、物資拠点の運営
66		○							小樽市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬(株)札幌支店	防災に関する事項
67			○						小樽市と北海道中央バス株式会社及び中央バス観光開発株式会社との包括連携協定	北海道中央バス(株)	防災に関する事項
68		○							小樽市と日本たばこ産業株式会社との包括連携協定	日本たばこ産業(株)北海道支社	災害対応に関する事項

No.	協定区分							協定名	協定締結先	主な協定内容
	職員派遣	物資供給	物資運搬・輸送	医療救護	災害広報	避難収容	ライフライン復旧			
69	○						○	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	■北海道電力㈱ ■北海道電力ネットワーク㈱	北電の要請に基づく停電復旧作業の支援、資機材、物資、人材等の資源の相互提供
70			○					災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定	佐川急便株式会社北海道支店	災害時における物資輸送、物資拠点の運営、相手方物流施設での一時保管
71		○						緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	大塚ウェルネスベンディング株式会社東日本支店	緊急時開放提供型自動販売機内在庫飲料及び食料の無償提供
72	○	○					○	災害時協力協定	一般財団法人北海道電気保安協会	公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急活動、公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査、避難所における非常用発電機の貸出し
73	○	○		○			○	春日部市と小樽市との災害対策における相互応援に関する覚書	春日部市（埼玉県）	災害に強い安全・安心なまちづくりを推進するための情報提供・情報共有、食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供、被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣、災害支援ボランティアのあっせん、被災者を一時収容するために必要な施設の提供、
74							○	小樽市と社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会との地域共生社会の実現に関する包括連携協定	社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会	地域の防災に関する事項
75		○					○	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	株式会社ラルズ	災害時における生活物資の供給等（市内6店舗）、店舗駐車場を一時避難場所としての利用（市内4店舗）
76		○						緊急時における物資の供給に関する協定	アークランズ株式会社	緊急時の物資の供給
77		○					○	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	株式会社トライアルカンパニー	災害時における生活物資の供給等、店舗駐車場を一時避難場所としての利用
78		○					○	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	住宅地図帳提供等（5冊） 住宅地図インターネット配信サービス閲覧等

第7 市における災害の記録

1 自然災害

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 の 概 要
明治11年 8月26日	大 雨	勝納川が氾濫、川岸の家屋倉庫等流失
〃 12年 2月	暴 風 雪	港町などで民家が埋没破損、死傷者数十人
〃 12年 4月22日	融 雪	勝納川が氾濫、土蔵2棟、民家21戸流失
〃 21年 9月20日	暴 風 雨	神威岬航行中の船舶が遭難
〃 23年 9月25日	暴 風 ・ 波 浪	港内停泊中の船舶及び海岸の家屋、堤防等に被害
〃 23年12月28日	暴 風 雪 波 浪	花咲丸(20t)が小樽港沖で、高島の漁船が祝津沖で沈没
〃 25年 9月 5日	暴 風 雨	於古発川、勝納川、稲穂川、朝里川等が氾濫、橋梁・家屋の流失・浸水、札幌間の鉄道橋が破損 共成株式会社の朝里水車場では米 830俵が浸水流失、3名溺死
〃 25年 9月13日	暴 風 ・ 波 浪	海岸の石垣及び川崎船、磯船、保津船、三半船等の破損、朝里・熊碓・勝納・若竹等で被害
〃 26年 1月 5日	暴 風 ・ 波 浪	沿岸道路の石垣、船入澗が破壊、港内停泊の船舶が沈没、港外の漁船が難破、沈没、漁師63名が溺死
〃 26年12月	波 浪	堤防が破壊、通船がてん覆、蒸気船が破損
〃 31年	霖 雨	銭函川出水、家屋・橋梁等流失破損
〃 32年 9月30日	落 雷	焼失1戸、死者6名
〃 34年12月 6日	波 浪	漁船8隻難破、溺死者59名
〃 37年 1月21日	波 浪	磯船20数隻が遭難、死者14名
〃 40年12月 7日	暴 風 雪	忍路で船庫全壊17、半壊19、住宅全壊2、半壊19、浸水4 漁船破損73
〃 42年 4月 6日 ～ 7日	融 雪	勝納川が出水、家屋の浸水約1,000 戸、家屋の流失 3棟5戸
〃 45年 3月	暴 風 雪	増毛丸が港内で沈没、船員8名溺死、日露丸は、熊碓 に坐礁
〃 45年 4月10日	地 す べ り	手宮町26で山崩れ発生、全壊13戸、死者(圧死)10名
大正 6年 1月24日	暴 風 波 浪	漁師21名が死亡
〃 15年 4月 5日	暴 風 雪	祝津町で鯉杵船が20数隻遭難、乗組員26名が溺死
昭和 2年 1月 1日	崖 崩 れ	張碓トンネル入口上部430㎡が落下
〃 2年 2月26日	暴 風 雪	吹きだまり2.4mに達した
〃 2年 7月18日	大 雨	列車不通、100余戸浸水

発生年月日	災害名	災害の概要
昭和12年 2月 3日	雪 崩	張碓トンネル入口で客車転覆、重軽傷者30名
〃 13年 1月26日	暴 風 雪	銭函沖で汽船沈没、31名水死
〃 13年 6～ 8月	干 ば つ	奥沢水源地の貯水量が激減
〃 15年 8月 2日	地震・津波	午前0：08ころ発生 震源：積丹半島沖（M7.5）、津波1.5m
〃 31年 8月17日 ～18日	大 雨	床上、床下浸水合わせて74棟、橋の流失1件
〃 32年 8月23日	大 雨	床上浸水26棟、床下浸水 124棟
〃 34年 4月 5日 ～ 6日	暴 風 雨	5日朝から 6日正午までで39 ^ミ の降雨、床下浸水 2棟、電話不通 524件
〃 34年 9月19日	台 風	台風14号、家屋倒壊2棟、家屋破損20棟、倒木 6本
〃 36年 7月24日 ～26日	集 中 豪 雨	降り始めから終わりまで194.7 ^ミ 床上浸水 144棟、床下浸水 978棟、崖崩れ10ヵ所、橋流失1、家屋半壊4棟、農作物被害 352ha、被害総額 3,253千円
〃 37年 8月 3日 ～ 4日	台 風	8月2日の夕刻から 4日朝までの降雨量 267 ^ミ 台風9号により被害戸数 2,896戸 3,833世帯、死者6名 行方不明2名、重傷2名、被害総額19億 2,300万円余 （災害救助法の適用、自衛隊災害派遣要請）
〃 44年 2月 6日	波 浪	低気圧による大時化のため銭函沖合で漁船(54t)が坐礁転覆、乗組員5名死亡
〃 45年 7月29日	集 中 豪 雨	入船2丁目で床上浸水9棟、床下浸水53棟
〃 45年 8月16日	台 風	台風9号により住宅の半壊2棟、一部破損97棟、負傷者10名、農作物の被害 717ha、被害総額1億3,000万円
〃 47年12月 1日	強 風 高 潮	国鉄銭函・張碓間が不通、入港中のリベリヤ貨物船(6,000t)が座礁、被害総額 8,400万円
〃 48年 8月17日 ～23日	集 中 豪 雨	連続集中豪雨 232.5 ^ミ 床上浸水23棟、床下浸水56棟
〃 49年 4月21日	強 風	死者2名、重傷者4名、家屋の半壊5棟、一部破損717棟、被害総額1億2,000万円余
〃 50年 8月22日 ～24日	台 風	台風6号により住宅の半壊1棟、床上浸水21棟、床下浸水106棟、農作物の被害 280ha、被害総額4億2,000万円余
〃 54年10月 8日	強 風	銭函沖合約500mでサケ定網起船(2.5t)が転覆、乗組員4名死亡
〃 54年10月19日 ～20日	台 風	台風20号により重傷者1名、家屋の一部破損26棟、浸水家屋4棟、漁船沈没1隻、流出2隻、農作物被害17.7ha 被害総額1億 2,700万円余

発 生 年 月 日	災 害 名	災 害 の 概 要
昭和56年 8月 3日 ～ 6日	大 雨	前線と台風12号による大雨により家屋一部破損1棟、 床上浸水31棟、床下浸水 194棟、農作物被害15.1ha、 被害総額2億1,100万円余
〃 56年 8月21日 ～24日	大 雨	台風15号と前線による大雨により家屋半壊34棟、一部 破損 307棟、床上浸水 151棟、床下浸水 200棟、農作 物被害 183.3ha、被害総額7億1,700万円余
〃 60年 9月 1日	大 雨	台風13号による大雨により、家屋の一部破損1棟、 床下浸水116棟、床上浸水18棟
〃 62年 9月 1日	暴 風 雨	台風12号による暴風雨により、家屋の一部破損 123棟 農業被害 222ha、漁船破損4隻、文教施設被害27カ 所、福祉施設被害5カ所、公園樹木36本、 被害総額1億5,700万円余
〃 63年 8月26日	大 雨	床下浸水8棟、道路冠水12カ所、崖崩れ5カ所、 被害総額 2,400万円余
〃 63年10月29日	暴風波浪	港湾施設8カ所、漁船破損6隻、漁網被害74件、農業 被害 1haほか被害総額 9,400万円余
平成 4年 8月31日 ～ 9月 2日	大 雨	住家一部破損 1棟、床上浸水 4棟、床下浸水12棟
〃 5年 7月12日	地震・津波	北海道南西沖地震(M7.8)、22:17 ころ発生、 小樽は震度5を記録、津波到達高は小樽港で 0.8m 住宅一部破損14棟、道路被害 2カ所、港湾被害 1カ所 商工業被害 3件ほか被害総額54,647千円 (災害対策本部設置)
〃 6年 8月12日 ～13日	集中豪雨	12日降水量51.5 ^{mm} 、最大時間雨量36.5 ^{mm} (12日22:40 ～23:40)住宅一部破損 2件、床上浸水 9件、 床下浸水15件、道路亀裂など80件の被害
〃 8年 1月 9日	暴 風 雪	観測史上最高の84 ^{cm} の降雪量を記録(8日9:00～9日9:00) 9日は、夕方近くまで国道5号張碓付近不通、札幌バ イパス不通、JR小樽札幌間運休、中央バス運休など、 ど、交通まひ状態が続き、市民生活、経済活動に支障 がでた。(緊急雪害対策室設置、自衛隊災害派遣要請)
〃 8年 6月 4日	雷雨ひょう	塩谷地区方面で、農業被害 4.98ha(ぶどう、トマトほか) 被害総額 11,427千円
〃 9年 8月 5日	大 雨	降り始めから午後9時までの降水量101.5mm 最大時間雨量22mm(13:19～14:19) 床下浸水3件、がけ崩れ(市道平磯線横)、商工業被害 (工業1件、床上浸水)、農業被害(1.8 ^{ha} 535 万円:きゅうり・とうきび) (災害対策連絡室設置)
〃 15年 9月26日	地 震	平成15年(2003年)十勝沖地震(M8.0)、04:50 ころ発生、小樽は震度4を記録、市内約11,000世帯で 停電、市民会館・蘭島下水終末処理場・市立小樽病院 ・北山中学校・旧日本郵船株式会社小樽支店で軽微な 被害 (災害対策連絡室設置)

発生年月日	災害名	災害の概要
平成16年9月8日	台風	台風第18号により9月8日午前11時30分瞬間最大風速44.2m/sを観測（観測史上第1位） 人的被害41名（重傷14名）、住家半壊15棟・一部破損523棟、畑作物被害13ha・営農施設（ビニルハウス）被害78農家、商業被害85件、工業被害46件など。被害総額12億4,100万円余 （市対策本部設置）
平成19年4月30日	土砂災害	融雪により、4月30日13時頃に地すべり発生 札幌ゴルフ場クラブハウス直下100m付近 スキー場下の市道及び道道に土砂流出 土砂流出量：7,500～8,000? 崩落の範囲：幅員120m、延長150m 人的被害なし
平成29年7月16日	土砂災害	低気圧による、午前11時10分までの1時間に約80mm（レーダー解析）の猛烈な雨 1時間降水量の日最大値観測史上1位を更新（50.5mm） 記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報発表 道路冠水のほか商業施設が浸水、人的被害なし （市対策連絡室設置）
平成30年7月02日 ～ 7月26日	土砂災害 （住吉町13番）	長年の気象等の影響で30年5月、当該地区で崩壊箇所を発見 その後7月2日の大雨の影響により崩壊箇所が拡大 同日の雨の概況（大雨警報発表16:02、同解除19:34） 15～17時 最大1時間降水量（11.5～10.0mm/1時間） 近隣住民自主避難（7月2～3日、最大避難者数14名） （市対策連絡室設置7月2～26日、応急対策実施等）
平成30年9月6日	地震 大規模停電	北海道胆振東部地震（M7）が午前3時6分頃発生 小樽は震度4を記録 人的被害なし 地震発生直後から市内全域（約65,600戸）で大規模停電発生 （7日午後11時頃全域復旧） 避難所開設（塩谷小、長橋小、手宮中央小、山の手小、潮見台小、朝里小、銭函小） 観光客向け避難所開設（ウイングベイ小樽） 備蓄食料、支援食料配付 （市対策本部設置 第2非常配備）
令和05年9月12日 ～ 9月13日	道路浸水等 （市内一円） 土砂災害 （入船4丁目他）	雷雨の影響により、11時までの1時間に37.5mmの大雨 同日の雨の概況（大雨警報発表10:50、同解除15:47） 市内の10分降水量最大値観測史上1位を更新（23.0mm/10分） 道路冠水や住家浸水等（総件数185）、人的被害無 土砂災害による住民自主避難（9月12～13日、最大避難者数6名） （市対策連絡室設置9月12～13日、応急措置実施等）

2 火災・爆発

発生年月日	災害の概要
明治14年 5月16日	金曇町(現信香町方面)から出火、375戸焼失
〃 14年 5月21日	芝居町(現若松方面)から出火、11町に延焼、585戸(425戸ともいう)焼失
〃 18年 5月	入舟町から出火、130戸焼失
〃 18年 6月10日	入舟町から出火、348戸焼失
〃 20年 6月 9日	永井町(現住吉町方面)から出火、400戸焼失
〃 23年 5月11日	蘭島町から出火、50数戸を焼失、山火事に発展し忍路に飛火 忍路においては、207戸(全戸数中10戸を残すのみ)焼失
〃 25年 4月19日	色内町から出火、146戸焼失、4名焼死
〃 27年 5月 3日	手宮町、同裏町から出火、600余戸焼失
〃 28年 7月 3日	堺町から出火、色内町、破崎町へ延焼、156戸焼失
〃 29年 4月27日	住の江町から出火、永井、山の上、有幌各町に延焼、786戸焼失
〃 29年 5月	潮見台奥及び入船川上流で山火事、延焼10日以上
〃 31年 8月12日	入舟町から出火、104戸焼失
〃 36年 4月18日	手宮町から出火、750戸焼失
〃 37年 5月 8日	稲穂町から出火、2,410戸焼失
〃 37年 5月29日	手宮町から出火、186戸焼失
〃 39年 1月19日	稲穂町から出火、112戸焼失
〃 39年 6月	色内町から妙見河畔にわたり247戸焼失
〃 39年10月19日	町名不詳、113戸全焼
〃 41年 4月29日	花園町から出火、150戸焼失
〃 42年 5月12日	手宮町から出火、700戸焼失
〃 44年 5月16日	手宮町から出火、1,251余戸焼失
〃 45年 3月	稲穂町から出火、166戸焼失
〃 45年 4月12日	手宮町から出火、141戸焼失
大正 2年 4月25日	稲穂町から出火、241戸焼失
〃 2年 5月 4日	稲穂町から出火、163戸焼失
〃 2年 5月 5日	緑町から出火、241戸焼失

発 生 年 月 日	災 害 の 概 要
大正 8年 3月30日	高島町から出火、107戸焼失
〃 8年10月 1日	引越町(現高島方面)から出火、107戸焼失
〃 12年 2月29日	奥沢町から出火、177戸焼失
〃 12年 6月29日	奥沢町から出火、250戸焼失
〃 12年 8月29日	奥沢町から出火、170戸焼失
〃 12年12月27日	稲穂町から出火、104戸焼失
〃 13年12月27日	手宮駅構内で火薬爆発、住家、倉庫、船舶等に被害、即死者53名 重傷者11名、行方不明30名
昭和 2年 5月12日	錦町から出火、292棟 19,819 m ² 焼失、り災戸数435戸、 傷者32名
〃 31年 5月 3日	色内小学校から出火、111棟 21,886 m ² 焼失、り災世帯数26
〃 31年 5月13日	桜町から出火、43棟 4,264m ² 焼失、り災世帯数50
〃 38年 9月27日	手宮小学校全焼、6,741 m ² 焼失、傷者3名
〃 40年10月19日	花園小学校半焼、1,152 m ² 焼失
〃 52年 1月25日	花園小学校半焼、2,675 m ² 焼失

注) 火災については、概ね100戸以上の焼失があったものを記載した。

第8 避難行動要支援者避難支援計画 個別避難計画票

個別避難計画票 様式

NO.	
-----	--

対象者の情報

フリガナ			住所		
氏名					
性別		生年月日			年齢
電話番号			携帯番号		FAX 番号
メールアドレス					
同居家族など					
避難場所	名称				
	住所				

緊急連絡先

1	氏名(団体名)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:	
		メールアドレス:		
	その他:			
2	氏名(団体名)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:	
		メールアドレス:		
	その他:			

避難支援等実施者

1	氏名 <small>(団体名および代表者)</small>		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:	
		メールアドレス:		
	その他:			
2	氏名(団体名)		対象者との関係	
	住所			
	連絡先	電話番号1:	電話番号1:	
		メールアドレス:		
	その他:			

避難時に配慮しなくてはならない事項

(1) 介護認定(3~5)		(2) 身障手帳の内容(1,2級)	
(3) 療育手帳(A判定)		(4) その他	

(あてはまるものすべてに?)

難病の特定医療費、小児慢性特定疾患病医療費の支給認定を受けている

医療機器の装着等をしている

立つことや歩行ができない 音が聞こえない

物が見えない(見えにくい) 言葉や文字の理解がむずかしい

危険なことを判断できない 顔を見ても知人や家族とわからない

その他

特記事項(自宅で想定されるハザードの状況・常備薬の有無など)

{例}

- ・車いすでの生活
- ・自宅マンション1階、想定最大規模の洪水が発生した場合、ハザードマップでは2階まで浸水してしまうエリアである
- ・常備薬は〇〇に保管。かかりつけ医は〇〇、主治医〇〇先生
- ・電話を使うことができる
- ・寝室はトイレの横の部屋

避難支援時の留意事項

- ・ 〇〇区水害ハザードマップ△ページ参照
- ・ 避難所は自宅より徒歩5分程度
- ・ 避難所(〇〇中学校)の前の道には段差があり注意が必要
- ・ 避難所(〇〇中学校)にはEVあり
- ・ 避難経路
 自宅⇒〇〇信号を左折⇒〇〇交差点を右折⇒直進⇒〇中学校正門



第9 用語の補足

S D G s : Sustainable Development Goals

○2015年9月の国連サミットで採択され、持続可能で多様性と包摂性（異なる意見や立場、文化や価値観などを受入れ調和を図ること）のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。